

平成30年第1回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第3日目)

平成30年 3月 9日(金曜日) 午前9時30分開議

第28 一般質問

○出席議員（10名）

1番	余湖龍三君	2番	川村進君
3番	西森信夫君	4番	堤三樹磨君
5番	西山由美子君	6番	上原豊茂君
7番	工藤弘喜君	8番	須河徹君
9番	河端芳恵君	10番	山田日出夫君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
副町長	佐藤明美君
総務課長	森谷清和君
企画財政課長	伊田彰君
町民課長	原口周司君
福祉保健課長	谷方幸子君
農林商工課長	遠藤琢磨君
建設課長	山内啓伸君
上下水道課長	山本正徳君
会計管理者	八鍬光邦君
教育長	林秀貴君
管理課長	森谷勇君
子ども未来課長	渡辺克人君
社会教育課長	高橋治君
図書館長	山田洋通君
農業委員会事務局長	中山信也君
農業委員会会長	坂本稔君
選挙管理委員長	森下直治君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	夏井宏樹君
議会事務局係長	中村隆広君

◎開議の宣告

○議長（上原豊茂君） 皆さま、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は全議員の出席であります。

なお、山田代表監査委員から欠席の報告がありました。山田代表監査委員は12日も欠席いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布のとおりでございます。

◎一般質問

○議長（上原豊茂君） 日程第28、一般質問を行います。

質問は通告の順序により発言を許します。なお、質問は答弁を含め、議会運営委員会から答申された時間に制限いたしますので、簡潔に質問、答弁されますようお願いいたします。

また、改めて私の方からお願いがございます。発言に当たっては、限られた貴重な時間でありますので、論点を明確にされることと、発言に当たって、一般町民の個人情報には十分配慮し、冷静な議論がされますようお願いいたします。

また、議事録において、聴取不能という箇所が目立ちますので、十分ご配慮いただきますようお願いいたします。

それでは、一般質問の発言を許します。

7番、工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 7番、工藤です。それでは、ただいまから私の一般質問を始めたいと思います。質問通告書に従いまして質問をしていきますのでよろしくお願いいたします。

まず初めに、訓子府町中小企業・小規模企業振興条例について、お伺いをいたします。

このたびの定例会に訓子府町商工会からかねてより要望のあった「小規模企業振興条例」制定に対して「訓子府町中小企業・小規模企業振興条例」という名称で議案として提案されています。

「小規模企業振興条例」については、これまでも当議会においても議論されていますが、この経過も踏まえ、次の事項について町長の見解を伺います。

一つ目、昨年年第2回定例会において「振興条例をいつまでに制定する考えか」との質問の中で「商工会としても条例に対する十分な内部議論と理解が必要という認識に立っている」との考えが示されましたが、理解が示されたのか、この点についての見解をお伺いいたします。

二つ目ですが、条例制定となった場合、この条例を生かすための仕掛けづくりが必要にもなってくると考えますが、この点についての考えをお伺いいたします。

三つ目です。「条例を生かすための仕掛けづくり」とも関係してくると思いますが、この条例案が可決となった場合、どのような形で町民に広報していくのかを伺いたいと思います。

以上、三つです。よろしくお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「訓子府町中小企業・小規模企業振興条例について」3点のお尋ねをいただきましたのでお答えをさせていただきます。

1点目に「商工会として条例に対する十分な理解が得られたのか」とのお尋ねがございました。

今回の条例制定に向けては、まず商工会三役、理事に対し町としての条例制定の考え方や条例素案を提示し内容の説明を行ったところ。その後、商工会内部において町が示した素案を基に、条例に関する考え方を協議検討し、商工会案として町に提案があり、商工会事務局と幾度となく協議を進め条例案を策定したところであり、商工会においては、条例に対する理解が得られていると認識しております。

2点目に「条例を生かすための仕掛けづくりが必要になってくると考えるが、この点についての考え方」についてのお尋ねがございました。

この条例は、議員ご承知のとおり理念条例であり、条文の中では具体的な表現をしておりませんが、議員お尋ねの条例を生かすための仕掛けづくりに関しましては、条例で中小企業・小規模企業振興基本計画を定めようとするときは、中小企業者、小規模企業者および商工会意見を反映させるため必要な措置を講ずると明示しておりますので、広く関係者の意見を反映させるための協議機関を設置し、町が総合的な施策を策定し実施するための確かな情報発信や必要な政策提言を受けるとともに、中小企業・小規模企業に対する施策が一貫性をもって展開されるよう、計画、実行、検証、改善を行う「PDCAサイクル」を実施する必要があると認識しております。

3点目に「条例制定案が可決になった場合、どのような形で町民に広報していくのか」とのお尋ねがございました。

この条例は、町内の中小企業者、小規模企業者の振興および持続的発展を主旨としたものですが、条例制定を機に今後策定、実施されるさまざまな施策が地域経済の活性化や商店街の賑わいをもたらす町民生活の向上につながっていくことが最重要と考えており、単に関係者だけ理解するものではなく、町民の皆さまが条例に対し関心をもつていただき、役割や協力、今後策定される施策の内容などを理解いただくための広報活動は重要と認識しております。

具体的な方法としては、町広報誌やホームページへわかりやすい内容の掲載や、まちづくり推進会議を活用し周知に努めるとともに、商工業の皆さまに対しましては、商工会が発行しております「商工会だより」での情報提供や説明会を開催するなど、商工会と一体となり広報活動を進めてまいりたいと考えております。

以上、お尋ねのありました3点について、お答えいたしましたので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） それでは、今3点にわたって答弁をいただいた訳でありますけれども、その答弁も加味しながら、何点かについて再質問をしていきたいと思っております。

まず初めに、第1点目の「十分な理解が得られたのか」という質問に関係しますけれども、この点については、この答弁のとおり商工会案として町に提案があった。そしてその

中で協議を進めて、こういう策定に至ったということでは理解をしていますけれども、実はもっと中身の中に突っ込んだ形で言いますと、例えば昨年の6月の議会で町長はこうも言っておられた訳です。「振興条例については、主体性が大事になってくる」と。そして「現状と振興条例が何を求めているかの共有、またはその必要性が出てこない限り、この制定ということに対しては無理ではないか」と。商工会幹部や事務局とも一度懇談をしたいという、これ本当に単にこれを作ればいいというだけの問題ではない訳で、この条例そのものの持っている実効性も含めて問われてくるという、そういうことから考えれば非常に大切なことを発言しておられたのかなというふうに思いますけれども、この点についての商工会の皆さん方との共有というのができたと考えてよろしいのかどうか。この点について再度ちょっとお聞きをしたいと。

併せてこの点に限ってという訳ではありませんけれども、6月の答弁の中でも、事務局、あるいは幹部とも懇談をしたいということがありましたので、もしされておられれば、そういう中でどのようなやり取りがあったのかということも可能な範囲でよろしいので、可能であればお伺いをしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） ただいまのご質問で、まず商工会との共有ができたのかという部分に関しましては、先ほど答弁の中でも回答したとおりですね、最初に町の方から商工会三役、それから理事に対しまして、条例の制定に向けた考え方、それから内容について説明、協議をさせていただいております。その後、商工会の中でもですね、三役を中心に事務局等中心に、町の提案した素案に基づいてですね、商工会としての考え方、町全体としての考え方なんかを加味しながら、素案ということで再度商工会案ということで提案をさせていただき、その中で事務局レベルではございますけれども、商工会の事務局、それと私たち事務局の中で内容等を協議をし、今回の提案というふうに至っております。

それから、町長との懇談に関しましてはですね、毎年、商工会の幹部の方と町長とですね、次年度以降の予算の関係等もございますので、要請に来ておりますので、今回その中でですね、この条例に関しましても意見交換をさせていただいて、町長の方からも産業経済省が行っている事業ですとか、そういう部分のお話、それから今年の2月ですね、先月ですね、行いました基本法に関する講演会ですけれども、立石さん、アテナソリューション代表取締役の立石さんという方が、これは立石さんについては、今回の基本条例ですとか、経産省のいろいろな事業等に向けての提案等の中で行っている方なんですけども、その方を商工会が招きまして講演会を行いましたけども、これについても町長の方からですね、ぜひこういう方を招いて講演会を行っていただきたいというような提案も商工会の方にもさせていただきながら、今回の条例制定に向けて進めていたということでございますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） その辺については、今の答弁の^{ほんちゅう}範疇では十分に理解はできますけれども、いずれにしましても、言ってみれば、こういう振興条例、本当にどこにもまだ多くはできている訳ではありませんし、ましてや訓子府においても、例えば商工会の会員の皆さん方にしてみても、やはり半分、あるいは半分以上が、やはりこの条例の持つ力、あるいは条例が果たす役割等について、本当に100%理解のもとでというのは、なかなか

やはり現実の問題としては難しいし、もっと大事なのは、やはり今後に向けて、この条例を柱にしながら、どういう形で行政と商工会、あるいは商工会だけの問題ではありませんので、さまざまな取り組みの中で相互の理解がより深まっていくというふうになっていくのが、そういうことも大事ではないかなというふうには思いますけれども、ただいずれにしても、いわゆる作って終わりではないという条例の中でいきますと、やはり少なくとも幹部の方が、先ほどから答弁にもありましたように、そういう形で共有ができていくということであれば、次の展開に向けては、やり易くなっていくのかなというふうには私は今感じていました。

その次に、この2番、3番、二つ目、三つ目とも関係はしてくるんでありますけれども、この条例制定によって、先ほどから言っています、実効性のある、商工業者にとって実効性のある事業展開に結び付けるためには、やはりこの条例の中でも見ますと、第4条なり第5条の中で、町が基本計画を作るような形になっておりますが、町が提案していくという形になっております。答弁の中にもありますように、また条例の中の5条の2項の中でも示していますように、必要な措置を講ずるということも答弁でも言われていますけれども、具体的に今の時点で、どのような形で必要な措置の中身を考えられているのか、例えば諮問、私自身が思うのは、やはりひとつのこの審議会のような、いわゆる町が単に商工会だけに諮問するという形になっているのかどうか、ちょっとそこら辺も含めて、一定の組織というか、協議体のようなものが必要になってくるんでないかなと思いますけれども、そういった具体的な考え方というのは、現時点では商工会の方たちとの協議の中でどのような形になっているか、ちょっとお伺いをいたします。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） ただいま、条例制定後、具体的な部分を今後どういうふうに進めていくかというような関係のご質問でございますけれども、答弁でも回答いたしましたとおり、二つ目の質問の中でも回答したようにですね、一応、今現在で町としてはですね、町の考え方としては、まだ仮称ではございますけれども、訓子府町中小企業・小規模企業振興基本計画の策定会議というようなものを設置したいというふうには考えております。まだ名称は仮称でございますけれども、そういう協議機関を設けてですね、その中で今後、進めていく基本計画策定に当たって、さまざまな方々からご意見をいただきたいと。現在考えている中ではですね、当然、中小企業者、小規模企業者の代表の方、それから商工会関係者、それから金融機関の関係の方々、それと農業協同組合も、本町JAきたみらいありますけれども、そういう方々の代表者の方も含めた中でですね、この会議を構成して今後進めていく基本計画、それから実施内容等について、検討、策定をしていきたいというふうなことで考えております。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 今、仮称でありますけれども、策定会議というようなところで、町がそこにさまざまな基本的な計画の素案を審議していただくと、諮問をするという形になっていくような仕組みなのかなというふうには思いますけれども、それはやはり大事なところなんで、ぜひそういう形で必要になってくるだろうかと私自身も思っています。

もう一つは、ちょっと考えていかなければいけないのは、そういう策定会議、いわゆる

基本計画をその良し悪し、是非も含めて、あるいは改善も含めて、そこに対する意見を述べるといふ、そういう策定会議のようなところと、もう一つはやはり別立てでもう一つの実行組織のような、基本計画をさらに実施に当たって検討していくといふか、実践していく舞台になるような、いわゆるその中心的な推進役になるような、振興会議のような、仮称ですけれども、これはもう本当に仮称ですけれども、振興会議と検討会議とかといふような、もっと広範な部分が集まって、計画を実行していく部分の組織といふのは必要にならないかどうか、この辺については、考え方としてはいかがでしょうか。例えば別海に行った時もそうですし、他の、これは小規模ではない、中小企業振興条例の中での話なんですけれども、他の地域ではやはり大事なのは言ってみればこの振興条例の中にも言われていますように、商工業者だけではなくて、町民も含め、そしてJAも含め、金融機関もということになり、あるいは教育の問題、いわゆる学校も含めて入っていますから、その中でさまざまな計画に基づいた、より具体的な実行プラン、こういったものを検討しながら、そしてそこが先頭になって推進していくような、そういう部分といふのがやはり必要になってこないのかなといふ気もいたしますけれども、そういう中で考えてみると、その辺の組織的なものといふのはいかがか、ちょっともし今の時点で答えられることができればお願いをしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 担当課長の方からるる申し上げましたけれども、一つはですね、再三にわたって、この必要性等について、そしてまた中小企業・小規模企業の振興のために、こうしたことが必要なんだといふことを三役、事務局等も含めて、事務レベルでお話をさせていただいているということがまず1点。

それから、私自身は、平成30年度予算要望の時に役員と話をさせていただいたり、この間、立石さんが来られた時に商工会幹部を含めてお話をさせていただいているというのが状況ではないかと。

今後の方向としては、課長から申し上げましたように、基本計画の策定会議の中でより具体的にといふことのおりだと思っておりますし、今、議員が提案いただいたように具体的な推進する母体ももっとこうより広範な人たちを集まっただいてやることが大切でないかといふことも、これ一つは検討として頭の中に入れておきたいといふふうに思います。

やはりちょっと気になることがあるのはですね、この間の講演会ですね、役場関係半分以上、実際に商工会関係者が来たのは10人来たでしょうか。私はね、やはりね、こういう我々の主催と商工会も含めてですね、一体となってやっていくということですからけれども、例えば夫婦で来た会社、そして息子も来ていた会社の関係者に聞きますと、やはりこういう話ですね、「より多くの人に聞いてもらいたかった」と。そしてある意味では「一緒になって考えたかった」といふ意見をいただいたのは、非常に的を得た僕は発言だったと思うんですけれども、やはりこういった問題といふのは、自分たちの当事者意識として、やはりさらに私どももそうですけれども、商工会関係者も含めて、より参加要請なり考えていくという状況をやはりどう作るかといふ中身が問われているんでないかなと僕は今のところ思っていますので、さらに作ったからいいということではなくて、これらについて、さらに具体的に詰めていかなきゃならないかなといふふうに思っています。

例えばですね、提案の中で、一会員、小売商業の中でもあったんですけども、今、我々

こういうカードを使っている訳ですよ、これは斜里と佐呂間と訓子府の3町で広域的なカードということで、街並みやっている時に、メロンスタンプからこれに向かってやっていて、1ポイントで1円とかですね、こういうことをやった。しかし今、斜里抜けた訳です。残ったのは佐呂間と訓子府です。佐呂間は訓子府におんぶだっという感じのようですから、今後こういった販促活動なんかのありようをどうするかということも町長考えてほしいというふうに言われています。例えばこれらについて役場の手続きとかですね、もっと広範な高利用ができるようなカードにしていだけないだろうかということも含めて、この間、中小企業庁の部長に電話をしてですね、これらに対する助成的な、助成をできるようなことがないのかということもあります。それから立石さんから何度も言われましたけれども、今回の小規模企業のこの法ができたということは画期的なことなんだと。しかもそれは継続的で今チャンスが到来しているんだということを再三にわたって言われたところですけども、これらを受け止めてですね、今ある制度の中でどうやってやっぱり商店街がこれらに飛びついたり、あるいは検討していったり、引き寄せるかということも含めてですね、感度は求められていると私はそんな感じしていますので、より一層ですね、商工会関係者と私どもの方で詰めながらですね、この協議会設立や、あるいは議員提案の推進母体をどうすべきかということを含めて、現実に対応していくような、まさに今、私どもがかなりの形で補助制度を設けていますけれども、さらにバージョンアップできるようなことを考えていかなければならない時期なんではないかなと思います。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 今、町長の方からもそのような答弁があった訳ですけども、まさにそれが今、町長が言われたことの主たる核心的な部分というのが、最初の方で質問した部分の、いわゆる主体性の問題も含めてにかかってくるのかなというふうには思っています。

ただ先ほども言いましたように、本当にこれからのに向けた活動の中で、この基本条例に寄り添いながら、そこを主体にしながら行うさまざまな議論だとか、あるいは実効策に基づく中で、さらにそういったことが解消されていくような、主体性もやはり育ていくようなことにしていくためにどうするかというのが、今現時点でこれから考えていかなければいけないことかなというふうに、より強まってきたなというふうに私自身は思っています。

そういう中で、答弁書の中にも触れられていますけども、PDCAサイクル、いわゆるプラン、実行、検証、そして直すところは直すという部分の必要性についても触れられておりますし、これをやっていくんだということになっておりますけれども、この検証、あるいは見直しのためのPDCAサイクルの必要性の中で、これはやはり非常に大事になってくると。今後に向けての活動の中で、いわゆるこの振興条例をどう発展させて、それに基づいて中小業者が活性化していったり、あるいは町そのものが賑いを取り戻すというふうにつながっていくかという意味では、非常に大切になってくると思うんですが、このサイクルをどこで回していくのかと、回すというか検証していくのかというところは、今の時点で、どこの部分というのはまだ見えてこないのかなというふうには思いますが、その辺の考え方があればお伺いをしたいということと、もう一つこれに併せて、例えば、ここはやはり、先ほどの町長が言われた主体性をどう、いわゆる本気度も含めて意識付け

していく、そして頑張らんきゃいかんというふうになっていくためには、行政からだけの尻たたきではやはり大変なことだと思うんです。やはりそれは町民それぞれが一緒の場で、いろいろな立場の人たちが「頑張ろうよ」と、「頑張れや」と、「一緒にやろうや」という、そういう状況をどう作るかという、そういうステージをどう作るかというところで、やはり行政は汗をかくということであつたほうがいいのかなというふうに思いますので、そういう意味でもこのPDCAサイクルをどこの場でやるのかということと合わせて、広範な検証のための人たちが集まるようなところをやはり先ほどの質問ともちょっと関連するんですけども、どのように考えておられるのか、ちょっとお願いをしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） ただいま、PDCAサイクル、計画、実行、検証、改善という、この部分をどの部分で行っていくのかというようなご質問でございますけれども、まだ具体的にはですね、こういう期間で、こういう時ということはまだ、これからの検討課題の一つに考えておりますけれども、先ほど言ったように基本計画策定会議、仮称でございますけれども、それをまず策定いたしまして、さまざまな方々の意見、この条例に対する意見、それから今後行っていく施策、町の考え方、そういったものに対しての意見等を十分お聞きしながら次のステップというふうなことになるかと思っておりますけれども、先ほど議員がご質問の中でもおっしゃったように、もう少し違う範囲、広範囲の中での組織的についてもですね、この基本計画策定会議の中でもまた議論させていただきながら、必要であれば当然、町長も答弁でも言ったように検討課題の一つだということも回答しておりますので、そういった中でそういう組織ができればですね、その中でも当然PDCAサイクルというものの必要になってきますし、広い範囲で言いますとですね、この部分についても単純に町が施策を作って、それで実行させて終わりということではありませぬので、やはり議員がおっしゃるように町民の皆さま、いろいろな関係者の皆さまもそれに対して理解をいただく、そういった考えの中でもですね、単純にこういうことをしましたというだけではなくて、それに対しての町民のやはり反応、意見、そういうのもやはり必要になってくるかなというふうに考え、それがこのPDCAサイクルの一つの部分にもなるかと思っております。その機会に関しましてはですね、まちづくり推進会議なのか、また違う場面なのかはわかりませぬけども、そういったものを十分活用できるものは活用しながらですね、広い町民の皆さま、関係者の皆さま、そういった方々のご意見なんかを集めながら、PDCAサイクル等も進めていきたいというふうに考えておりますのでご理解願いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） そこにこの部分にちょっとこだわるといふことは、一つは本町としてもさまざまな商工政策というか商工業に対する施策ということであれば本当に何回かこれは言われていますけれども、例えば住環境リフォームにしても、あるいは店舗の改修の事業にしても、あるいは新規出店、あるいは新規就労の部分、あるいはそういった形でいくつか施策を打っていると、この部分の今やっているこの部分に対してもやはりPDCAサイクルの中でしっかりと検証していただくと。そして必要であれば見直しもお願いすると。そういう議論も含めてできるような場というのは、お互い行政もこれだけこういうことをやっている。あるいはそれに対してどうなんだという、そういうやはり機能というのは、いろいろな意味で次につながっていく議論になっていくのかなというふうに思い

ますので、そういう部分も含めて、そういう部分の協議というのが大事だというふうに私は思っていますので、ぜひ、先ほどの課長の答弁のような形で進めていただければいいのかな。これは行政だけじゃなくて、商工会含めて理解をしながら、やはりやらなきゃいけない大前提がありますので、そういう提案も含めた協議をもっていただければいいのかなというふうに思っています。

それとその次にですけれども、もう一つ、やっていく中で思ったんですけれども、できればこの振興条例に基づいた実行あるものにしていくためのもう一つの手立てとして、例えばこれは商工会が平成28年でしたか、経営発達支援計画というものが作られて出されていますけれども、その中でも地域の実態がどうなっているのか、現状把握と実態、そういう調査ですね、調査、分析、こういったものもやっていかなければいけないというふうな中身の支援計画が発表されておりましたけれども、そういうことも鑑みながら、できればどの場所でそれをやってもらうかは別にして、例えば大学だとか研究者だとか、こういう地域経済学に非常に経験もあり、長けている人たちもやはり北海道の中でもいますので、そういう中で協力を得るような仕組みというのも商工会の方々なり、次のそういういろいろな組織ができた時に提案できるようなことも必要にならないのかなというふうには思いますけれども、いわゆるそういうふうにして外部と言ったら、あまりにも投げやりな言い方になるかもしれませんが、外で頑張っている第三者的な形で頑張っている人たちの力もどう借りていくかということについてはいかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） しっかりと検証していくと、Plan Do Check Action、これら含めてですね、我々のやっている施策についてもやっていくということについてはそのとおりとします。

それから、現状をどう見るかと、これは課題は一体何なのかということも含めた課題発見的なことというのは、やはり学ぶところが大きいと。学習しなかったら駄目だと私は思っているんです。ただ議員提案の調査分析等については、例えば私が街並みにいた時にもですね、北海学園大学の経済学部に来てもらって、かなり調査をして、これらについての答申もいただいたりしています。しかしそれは大体同じようなことはもう商店街の皆さんも理解しているようなことが大体答申として出てくるという状況がありますから、今現実的にお店を営んでいる人たちが今何を求めているのかということも含めたですね、私がちょうど街並みやった時の平成5年の時に1軒、1軒、商店主訪ねて歩きましたよ。そして聞き取り調査をやったりですね、そういったことも含めてですね、今ここまできている状況をみんなのものにしていくということをどのような手法でやるべきかということについては相当時間かかりますし、リスク背負いますので、含めてですね、ちょっとこれは今後に向けての検討課題とさせていただきたいと思えます。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） わかりました。確かに非常にそういう部分、外の力を借りながらという部分でいけば、先ほど言った主体性の問題も含めて、非常にそのバランスというのは難しくなるだろうというふうに私自身も思う訳でありますけれども、しかしその気づきといいますか、やはりこの結果を商工事業者だけでもって議論するというんじゃなくて、今度、次、振興条例に基づいた中で、いろいろな広範な人たちが組織されることも可能に

なりますので、そういう中で一緒になって、その報告なり課題解決に向けて学習すると。学ぶということも含めてあればさらに、これまたちょっと今まで従来とは変わった形で広がり、いわゆるそういう研究者の人たちとの、いわゆる本町以外のいろいろなつながり広がりも出てくる可能性もない訳ではないのではないかというふうに私は思っていますので、そういうことで、時間はかかってもやっていっていただければなというふうに思っています。

この問題で最後になりますけれども、確かに今ここまでの時間の中でもいろいろな、本当に大変だなと。それだけ厳しい状況にこの本町の商工業者の皆さん方も含め、そして町全体としても、何て言うか、閉塞感に似たような、そういうものを抱えて頑張っているというのはわかります。しかし、言っているだけではなくて、この条例を柱に、基本にしながら誰もが本町の活性化だとか、まちづくりにつながるような、そういう役割を果たしていくことが徐々にでも見えてくれば、やはりこれは非常に良かったなど。条例を制定して良かったということにつながっていくし、実態としてもそういう方向に向いていくのではないかとこのように思っていますので、私自身もこういう部分では応援もしたいというふうに思っています。

最後に町長、全体として、この振興条例も含めてでありますけれども、基本はやはりこれまちづくりとも非常につながってくる課題ではないかなというふうに思っていますので、この次の質問ともちょっと被ってくることもありますけれども、その辺について最後にもし何かあればお考えを聞かせていただきたいと思えます。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 今、これらのことについては、全く工藤議員のご指摘のとおりだということでもあります。やはり僕自身の中で躊躇するものというのは、この十数年間の歩みの中で、今、何が必要なのかということの切なる声も含めて、私は現状をどういうふうに捉えていくのかという認識の中からスタートしていかないとやはり難しいだろうなという感じを持っているというのがあれです。

しかし一方で、お祭りを見ても、さまざまな商工青年部の活躍を見ても、非常に頑張っています。特に、北海道商工青年部の会長を、道の会長をうちの町から出たということも考えてみると、その可能性と頑張りが、ある意味では、道内的にも評価されながら進んできているんでないかなというふうに思っておりますので、これらの力をやはりどうやってさらに広げ発展させていくかということが今問われているのではないのかなと思えますので、あらん限りの努力をしていきたいと思えますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） それでは、条例についての質問はこれで終わりたいと思えます。

次に、もう1点ありますので、進ませさせていただきます。

町政執行に臨む基本姿勢についてであります。

この定例会における「町政執行方針」の中で今年度の町政執行に臨む基本姿勢として三つの点を基本に町政執行にあたりたいと述べております。

ここで述べられている次の点について町長の見解を伺います。

1、町の将来へとつながる町政の推進というところで「人口減少、農業や商業の後継者・

担い手不足への対応、農業の維持存続など、町の将来へ向けた問題や課題解決とともに、地域資源の再発見や可能性を引き出し、それらを活用し、若者や外からみても興味関心が湧く町の魅力づくりにも取り組む必要がある」と述べられておりますが、現時点での具体的な考えを伺います。

二つ目ですが、「将来の発展ビジョンを町民と共有し合いながら、町の将来へとつながるまちづくりを」とも述べていますが、町民の理解と協力なしでは、成し得ないものと考えます。この点については、どのような考えで取り組むのか、お伺いをいたします。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「町政執行に臨む基本姿勢について」2点のお尋ねがありましたのでお答えをいたします。

1点目に「町の将来へとつながる町政の推進の項目で『人口減少、農業や商業の後継者・担い手不足への対応、農業の維持存続など、町の将来に向けた問題や課題解決とともに地域資源の再発見や可能性を引き出し、それらを活用し若者や外からみても興味、関心が湧く町の魅力づくりにも取り組む必要がある』と述べられていますが、現時点での具体的な考え方について」のお尋ねがございました。

「町の将来とつながる町政の推進」を本年度の町政執行の大きな柱の一つとして掲げさせていただきます。

平成26年5月に日本創成会議が提唱した「自治体消滅」に端を発した人口減少問題、その後全国的な地方創生戦略につながってきたものですが、さまざまな要因はあるものの依然として東京一極集中が続くなど道半ばといったところであります。

本町の人口減少の状況は、平成27年、平成28年は62人、59人と抑制されたものの平成29年は91人と減少幅が大きくなっています。

私は、まちの基盤は産業振興にあると考えています。特に本町は基幹産業である農業の持続的発展と付加価値を高めることが大きな課題と考えています。昨年の離農件数は12件とお聞きしておりますが、そのような中、130億円を超える生産額を上げられた農業者、関係団体、組織に敬意を表するところであります。

現在、第4期事業が本格化しています昭和40年代から綿々と続けられてきた基盤整備事業、今後も続くことが予想される農家戸数の減少などからは7千haに及ぶ圃場^{ほじょう}をどう守り、未来につなげていくか、担い手対策以上に経営対策が大きな課題と捉えています。

そういったことから、さまざまな地域資源のある中、人的資源はさることながら、土、圃場、農業技術など今ある貴重な資源を再認識し、北海道農業の縮図ともいわれた本町農業の可能性を農業関係者をはじめ多くの方たちと引き出し、その価値を活用していく方策をみい出し、町の魅力へと発展させていくことが重要と考えているところであります。

2点目に「『将来の発展ビジョンを町民と共有し合いながら町の将来へとつながる町づくりを』と述べられていますが、町民の理解と協力なしでは、成し得ないものと考えますが、どのような考えで取り組みを進めるかについて」のお尋ねがございました。

町の将来を築いていくに当たっては、個人や組織とのつながりを形成し、意味付けや価値観を共有し、戦略的に展開していくといったプロセスを重ねていく必要があります。

そういったプロセスを重ね、執行方針で掲げています住民自治を基本に据えながら町民

が主役となる訓子府らしい自治の仕組みづくりに取り組んでまいります。

以上、お尋ねのありました2点についてお答えをいたしましたので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） これもう本当に1、2点の質問になるかと思いますが、再質問をしていきたいと思えます。

この質問を町長にした訳でありますけれども、この質問を考えながら、非常に自分自身も、もしこういう形で私自身も問われたら、どう答えていいのかなというぐらい非常に難しい問題だなと。考えれば考えるほど、何か出口が見えない部分も出てきますし、何とも言えない重苦しい雰囲気です。今を迎えているようなところもあります。正直なところ。その中で今回この二つの質問に対して答弁いただいた訳でありますけれども、本当にこの人口減少も含めて、なかなか自分たちの努力だけでは成し得ない、解決できないというものがどんどんどんどん、こう大きくなってきているような中であって、少なくとも自分たちは、個々はどう向き合えばいいのかということ、これをまずしっかりと気付かなければいけないのかなというふうな思いもしていただいております。その中で、町長にあえて質問をしたい訳でありますけれども、先ほどの条例のことともちょっと若干、どこかで似たようなリンクするところもあるかとは思いますが、こういう状況の中で、町長自身、本町に本当に何が今一番足りないと思っておられるのか。あるいは今、これからに向けてですけれども、今一番何が求められているのか。この点について、どのように思っておられるのか。ちょっと質問をさせていただきたいと思えます。非常にこう難しいというか、なかなか一言では言い切れないものもあるかと思えますけれども、本町にとって今何が、大事なものは本当に今何が求められているのかということについて、思っていることがあれば、まずお伺いをいたしたいと思えます。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 明日から平昌^{ピョンチョン}のパラリンピックが始まります。この間、パラリンピックではなくて、平昌オリンピックで北見のL S北見がカーリングで銅メダルを獲得いたしました。その時に、吉田知那美という選手が、女満別空港で凱旋^{がいせん}のインタビューに答えて、こういう発言をしました。常呂という町は何もないんだよねって、この町にいたら自分の夢が叶わないと思っていた。だけど今は常呂にいたから私の夢が叶ったと。みんな夢があるよね。夢はどこにいても実現できるんだと。それは周りには友達もいる。親もいる。素敵な地域の人々がいる。だから夢は常呂にいても、小さな町にいても、夢は実現できるんだという彼女のインタビューに対する答えでした。私はこの中に私は訓子府高校の卒業式でもこの話をさせていただきました。すなわち町民一人一人が訓子府という町をどう捉えるかということ、これを改めて確認することが今とっても大事なのではないのかと。こんな素敵な町というのは、私はそうざらにはないというふうに認識していますので、この状況をみんなで確認し合うという作業が今必要なのではないのかなというふうに思っています。それはまさに住民自治そのものだというふうに捉えていますので、私はその点で言うと、町政執行方針の3番目に、まさに住民主体のまちづくり、そして住民自身がこの町を作っていくということをもう1回確認して自治の基本に立ち返ろうということ、これは実現することが、大変抽象的なものの言い方ですけども、そこに私はキーワードというか、大

事などところがあるのではないかなというふうに思っています。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 実は私自身も本当に先ほども言ったように大変難しい答えを出すためには非常に難しい質問だなと自分ながらにもちょっとこうあきれたようなところもあるんですけども、自分自身もこれをやりながら組み立てながら考えた時に、もしかしたら本町における地域資源、あるいはいわゆる残したいものと言え、先ほど今、町長が言ったような住民自治という部分が言われましたけれども、やはり私はこの町全体、やはり大きく時間はかかっても少しずつ変わってきているのかなと。いわゆる住民自治という部分でいけば、なかなかそれは抽象的なものの言い方になりますから、体感としてはなかなか感じられない、感じられづらいというのか、そういうものもありますけれども、非常に育ってきているのではないかなというふうに思います。そういう中であって、それをやはり一つの地域資源と言え、ちょっと語弊があるかもしれませんが、やはりそこに依拠しながら、何をどうするのかというところが、これから求められているところかなというふうに思いました。そして、そういうところから思ったのは、やはり大事なのはやはり町民の主体的な取り組みをどう促していくのかということ。これはやはり行政が求められる本当に難しいんだけど、この追求をなしに魅力あるまちづくりということは成し得ないんじゃないかなというふうに私は自分なりに思いました。そういう部分でいけば、やはりそういう部分の町民の理解と協力というのは、非常に大切になってくる訳ではありますけれども、そういう部分で何かこちら側の一方的な思いと町側、町長との考えはちょっと違うかもしれませんが、住民自治をどのような形で発展させるというか、それをしながらまちづくり、あるいは魅力づくりに向けて取り組むかという、その手法なんかで、もし何か考え方というか取り組み方として、これはやはり必要だよと、こうあった方がいいんだというものがあれば、ちょっとお示しをいただければいいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） まとまってませんけども、人口減少社会の問題についてだけ、ちょっと触れておきます。これは東大の大森先生、昨年来町いただきましたけど、いみじくも予測したとおり地方消滅というのはトリックだと。小規模自治体なくなる訳がないんだと。なくなるとすれば、それは平成の合併であったように、市町村間の合併によって、ある町がなくなっていくということはあったとしても、例え500人であっても、この町はなくなるということはないんだという、しかしそのことによって、増田寛也さんの提案した現実的な問題でありながらも、それぞれの自治体に閉塞感が湧いてくるというのは、まさに予測のとおりという状況ではなかったかなというふうに思います。この間の最近の動きを見ていても、留辺蘂町の人口減少率は35%です。そして端野は3千人を確か切った、置戸は2千人切った、常呂は4千人切った、そして津別も5千人を切ったというようなことを考えていくと、それぞれの自治体が今、人口増を図るための施策というのは非常に難しい状況の中で奮闘しているというのが実態ではないのかと。私はその点でいくと訓子府も減少はしているけども、穏やかな減少、今年は91ということになりますけども、状況の中で今いっているということでもありますので、その点でいくと、大変地味な動きでありましたけれども、一つ一つの積み重ねがこうした人口の減少の抑制を図ってきたんで

はないだろうかというよりは、むしろ訓子府町に住みたい、住んでいて良かったという状況がやはり作られてきたのではないのかなというふうに思っているところが一つです。

それはかつて私が「北の市長たち」という道新の全道で何人かのインタビューを受けた時に、山の水族館の例を出されました。町長は人を呼び込むようなことをもっともっと積極的にやらなくていいのかという話をインタビューを問われたことがあります。私は行政間というのは競争することではないというお話をさせていただきましたけど、観光としてああいった施設は決して否定しないと。企業を誘致するというのも決して否定しないし積極的に進めていくと、しかしもうそろそろ企業誘致をして人口を増やしていくという考え方から脱却しなきゃならない時期にきているのではないのかなというふうに私は町長として思っているのが1点です。

それから、あらためて今私たち先ほど申しましたように、非常に優れた活動が今生まれてきている。そして、それは数多多い実践として今出てきていることをどう組織化していくのか。そして町民の力にしていくかということが大事です。

もう一方で、あちこち飛びますけども、冒頭の行政報告でホクレンの分析センターの撤退の話をさせていただきました。これは今ホクレンのみならず、企業は利潤を上げるために自己防衛するために非常に厳しい現実には置かれているというのはホクレンだけではありません。クノール、石灰、あるいはまた団体ですけども農協、農試、等々考えていきますと、私たちは今ある企業も団体もどうやって発展させていくかということのをこれは町の財産として、どうやって企業化、あるいは発展させていくかということのを真剣に考えていかなければならないんでないかというふうに思っております。その点で言うと、今大事なことは、あらためて自治の基本を、住民自治の基本をやはり小規模、もっと言うと町内会、実践会も含めたところに立ち返りながら、自分たちの生活の点検や課題の発見やどうやってそれを発展させていくかという自治の原則の出発点が問われているというふうに思います。その点で言うと私も育ったところですけども、全国的な実践を見ると社会教育の力というのは非常に強いし、期待していかなきゃならないというふうに思っているところですけども、含めて、まだまだまとまりのない話ですけども、以上です。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 本当に最後に質問しようかなと思っていたところまで答弁、今、先に答弁いただいたような形になった訳でありますけれども、私自身もこういう中において、まずは何をということになりますと、やはり足元からの議論というのが本当に必要になってはこないのかなというふうに思っていたところです。例えば地域や町の将来を人まかせだとか、行政まかせ、行政はしなきゃいけないところたくさんあります。責任もありますから、それはいいんですけども、そこだけではなかなか成し得ないものがどんどん出てくると。そういった時に、良いことも悪いことも含めてなんですが、足元からの議論、いわゆる地域、自分たちの地域の現状やこの先をどうしていけばいいのかという、その地域で、私は今、弥生実践会だけでも、その弥生という地域の中で今どうなっているのか、この10年後どうなっていくのかと。そしてどうすればいいのかと。こういういいところもある、こういう足りないところもある、それをどうしていけばいいのかというやはりそういう議論を自分の足元でしながら、そこで見えてきた課題を自分たちでできないものを整理しながら行政に上げると。そういうやはり仕組みがこれからはやはりどんどん求めら

れて、単に不便なところだけではなくて、駄目なところだけではなくて、いいところも含めて、やはりそういう部分で、ぜひやっていかざるを得ないのかなというふうには思っているところなのですが、最後にこの点について、もう一度、考えがあればお伺いをして質問を終わりたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 時間がありませんから、あまりくどくどと申しませんけれども、いずれにしても、まちづくり推進会議等で詰めておりますまちづくり基本条例を含めてですね、住民主体の自治をどう作っていくのかということをおは現実のものにしていかなければならないという状況だというふうに思います。

併せて、もう1点だけお話をさせてもらえば、議会と町の関係であります。議会が基本条例を大変ご苦労されて作っていったということは、自分たちのこととして非常に評価しなければならないと思っているところですけども、議会も我々も一人一人が考え方が全然違う、その違う考え方を一つにして立法府として、町の課題を、そして町自身がどういう方向で進んでいかなきゃならないのかというコンセンサスも得ながら、行政府と立法府が一緒になってやはりやっていくということが、あるいは議論を戦わしていくということも含めてですね、非常にチェックアンドバランスも含めて問われているのではないかなというふうに考えているところがございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 以上で、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 7番、工藤弘喜君の質問が終わりました。

ここで午前10時40分まで休憩といたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時40分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、9番、河端芳恵君の発言を許します。

河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 9番、河端です。通告書に従いまして、障がい者福祉の考え方について、町長に伺います。

障がいがあっても、住み慣れた地域で安心して生活をしていくためには、生涯を通じて必要なサービスを利用できることが必要です。そこで次の点について伺います。

1、相談した人への相談支援体制はどのようになっていますか。

2、第6次総合計画の障がい者福祉の中に「自主活動などを通じた社会参加の促進を図る」と掲げられていますが、町としてどのように進めていますか。

3、昨年、町も建設費補助をして5月にオープンした障がい者グループ「もりの風」が1年経過しようとしています、その中で新年度予算に運営費補助金が盛り込まれています。オープンから1年経過での運営費補助の理由と今後についてどのように考えていますか。

以上、伺います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「障がい者福祉の考え方について」3点のお尋ねがありましたのでお答えをさせていただきます。

1点目の「相談したい人への相談支援体制はどのようになっていますか」とのお尋ねがございました。

障がいに関する相談につきましては、福祉保健課窓口において、障がいのある人とその家族や保護者から、担当者や保健師が、まずはその状態や何に困っているかを聴き取り、各種手帳の申請やサービスについて説明し、適切なサービスの提供につなげております。

また、福祉保健課に来られない場合は、お電話をいただき訪問することもいたします。

役場以外での相談窓口としましては、保健所や児童相談所のほか、町内においては身体障害者相談員、知的障害者相談員を1名ずつ委嘱しており、民生委員児童委員が相談を町につなげることもできます。また、町外においては広域相談サロン「くらしネット・オホーツク」と連携し、相談体制を整えているところです。

しかし、通常はご本人やご家族が病院受診の際に、医師などから役場に相談に行くよう促されて、福祉保健課への相談につながる人が多いようです。

いずれにしましても、できるだけ障がい等で困っている方を孤立させることがないように今後も努力してまいります。

2点目に「第6次総合計画の障がい者福祉の中には『自主活動などを通じた社会参加の促進を図る』を掲げていますが、町としてどのように進めていますか」とのお尋ねがございました。

障がいのある方の自主活動につきましては、全てを把握している訳ではありませんが、役場に相談があった場合には、できるだけその自発的な思いを消すことのないよう、目的を達成できるよう支援に努めているところでございます。

昨年は、車いすの方が津野町に行きたいとの相談を受け、津野町派遣の職員と連絡を取りながら、実現に向け支援をいたしました。2名の方は、津野町を訪問し農村歌舞伎を見たり、津野町の障がいのある方との交流もされ、目的を達成されたようです。

また、聴覚障害のある方から「手話講座」を開催したいとの要望を受け、「手話講座」を2回開催いたしました。障がいのある方の自発的な思いを大切に自主活動につながるよう、今後もできるだけ支援をしていきたいと考えております。

3点目に「昨年、町も建設費補助をして5月にオープンした障がい者グループホーム『もりの風』が1年経過しようとしています。その中で新年度予算に運営費補助金が盛り込まれています。オープンから1年経過での運営費補助の理由と今後についてどのように考えているか」とのお尋ねがございました。

障がい者グループホーム「もりの風」がオープンして、まもなく1年が経とうとしています。これまで、町内の方や町内出身者を中心に20人定員のグループホームに5人、10人定員のデイサービスに6人が利用されています。また、昨今の職員確保などの問題もあり、当初考えていたよりは緩やかな受け入れとなっています。

このような施設の多くはオープンしてしばらく満室になることは少なく「もりの風」においても同様で、3、4年は様子を見なければならぬことを想定しており、オープンから半年経過後に資料を提出していただき「もりの風」と今後の運営について協議を重ね、

町としましても今後の障がい者グループホームの運営継続を切に願い、運営費の支援を決定したところです。

なお、この運営費の支援につきましては、今後の入居状況にもよりますが、概ね3年程度と考えているところです。

以上、お尋ねのありました3点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 平成28年度の決算報告書によりますと、身体、知的、精神を含め、145名の方が障がい者としていらっしゃるということですが、これは障害手帳を受けられて既に行政とつながっているということでしょうか。

また、先ほど相談員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、町でいらっしゃるが、この方たちの相談件数というのは具体的にどのようになっていますか。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） まず、1点目に、平成28年度の決算審査の時の資料かと思いますが、145名の障がい者の方たちが町とつながっているか、要するにサービスを利用されているかとか、そういったことも含めてだとは思いますが、手帳を交付されて、サービスを受けられていない方もおります。サービスが必要ない方もおりますので、相談を受けて手帳を申請された後に、サービスの必要な方には、相談支援専門員、要するに介護保険でいうケアマネですけれども、そういった方につなぎまして、サービス利用計画等を作成していただきまして、モニタリングだとか、そういったことを通じて町の方とつながっていくということになります。それ以外のサービスを必要としない方につきましては、必要の都度、相談をいただくということになるかと思えます。

それと相談員、うちの町では、身体障害者相談員と知的障害者相談員が1名ずつおりますけれども、その相談件数でございますが、知的の方で平成25年に2件、26年に1件、それ以後は、身体においても知的においても相談の件数は実績としてはございません。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 困った時に直接役場の窓口なりに行くということで相談員の方を通さずに直接行くっていうことができているから、相談員に対する相談が少なかったということなのかもしれませんが、この相談員制度があるということを確認広報に顔写真入りで載ったりすることもありましたが、なかなか知らない方もいるのかなと思ったんですが、その辺について、相談員制度をこの相談件数がない中で、ないというのは、ある意味、行政に直で行けるからいいということなのかもしれませんが、この制度、相談員のあり方について、何か、現状でいいのか、その辺どういうふうに考えていますか。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 相談員につきましては、元々道が委嘱していたものが町に移管されると言いますか、町の方で委嘱することになりまして、今もその制度が続いております。実際に相談件数はない状況ではございますけれども、町としましても広報において周知を図るなど、そういったことはしてきております。ただ現状として相談がないということが、本当に相談したくてもその場所がわからなくて来れないということとは捉えてはおりません。何かあれば真っ先に役場に連絡をくれるのではないかなと、そのように

ちょっと単純な考え方もかもしれないですけど、そのように考えております。もし役場に来れないということであれば、各地域には担当の民生委員もおりますし、そういった方からそういう情報を得まして、こちらから出向いていくことも可能ですし、また相談員さんがいるということで、相談をしたい方、そういった方たちの選択肢、そういったものが広がると考えておりますので、そういったこの制度は今後も続けていかなければならないと考えておりますし、その周知については、今後、他の広報以外の周知の仕方があるのかどうかも含めて検討していきたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 今、お答えにありましたように相談員だけでなく、民生委員なり、いろいろな仕組みがあつて、本当に役場の窓口で相談される方が多いというのは、それだけ町民の方も信頼というか、困った時は相談に行こうという、それだけ信頼を得ていると思っておりますので、これからやはりいろいろなネットがあるって、網の目は細かい方がいいということなので、いろいろな場を作って、やはり困っている人が適切に相談なり支援を受けられるような体制を続けてほしいなと思っております。

次に、自主活動のことですが、私これを感じたのは、以前リハビリ教室という形で月に何回か障がいを持った人たちが集まって調理実習、軽体操をしたり、手芸をしたりして活動していましたが、そういう制度がなくなって、これは送迎がなくなったので会の活動も停止したってということだったんですが、なかなか自主活動を自分たちでやれ、社会参加をなさいつて言っても、何かきっかけなり仕掛けがなかったらなかなか出てこれないのかなって思います。そこでその時その会が解散というなくなった時は、それまで保健師さんなり社協の方が送迎してくださったけど、それができなくなる、足の確保が一番のネックだったと思いますが、例えばですね、今、重度身体障害者には交通費助成、タクシーチケット、給油チケットを選ぶ制度がありますが、中軽度の身体障がい者の方にも例えば高齢ハイヤー利用サービスのようにハイヤーチケットをお渡しする。そのことによって町に出てきたり、いろいろな会合にも出やすくなるのかなと思っておりますが、その点について、これは町長にお答えいただきたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 町長への指名ですけれども、担当の方の情報の方が多いということで、担当からということです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 中程度の障がいの方というお話でしたけれども、車いすを利用されている方、自ら歩行することが困難な方につきましては、障害者外出支援サービスというものがございます。それは利用料が5km当たり100円ということでかかりますが、これは社会福祉協議会の送迎になりますけれども、社会参加のためやそういったことで外出の必要がある時に、そういったサービスを利用できるようにということで、町として、そういうサービスを作っております。そういったことで重度のタクシーチケットや、移送サービスとはまたちょっと違いますけれども、外出支援サービスを利用していただければと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 重度の障がい者との定義ですが、これは身体の1、2級か3級で重複しているという方が重度の障がい者という定義ですね。それでその定義にのらない軽

度、中度という意味で話したんですが、その辺、重度の方にはいろいろな制度あるのはわかっておりますが、それを例えばタクシーチケットみたいな形ででも外出支援ができないかなっていうことでお伺いしたんです。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 今、私から説明しました障害者外出支援サービスは重度じゃなくても、議員言われる中程度の方であっても、車いすを使う方であればということでご説明させていただきました。ただ車いす以外の方になりますと、このサービスは使えませんので、また議員提案されているタクシーチケットということのお話になるのかとは思いますが、それにつきましては、今何の検討もされておきませんので、今後の検討課題になるのかとは思いますが、ちょっと状況を判断しながら、それが必要なかどうかということも含めまして検討していきたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 先ほど町長につてふったのは、このリハビリ教室をされていた時、確か町長、福祉保健課長だったかなと思って、その辺の様子だとか事情をよくご存じだったのかなと思ったので、町長にお話を伺いたいということあったんですけど、今のこと、障がいのある方の外出支援について、町長お考えを聞かせていただきたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） わかりました。どうしてなのかなと思っていました。どうして僕にと思ったのはよくわかりました。今度、反問権ができたなら聞こうと思っていました。わかりました。リハビリ教室があったと。それが今やっていないと。それは足の確保が非常に難しいんじゃないのかということですね。河端議員いいですね。それは実はリハビリ教室を保健師や社会福祉協議会と一緒に多目的の部屋でいろいろな手芸をやったりなんかしていました。これは送迎含めてですね、うちの方の主催事業ということでかつてやっていたように記憶しています。だんだん自立的にみんなで自分たちでやりましょうということで、自分たちでリハビリ教室の運営をということで、送り迎えを確か取り止めたという経過があります。ご高齢になってきたということもあって、この事業そのものがうちで主催する事業から離れていったということもそうですし、現実的には今なされていないというのが率直なところでないかと。それは足の確保ということも一つですけれども、主催の事業として自立していこうということだったんですけれども、実際的には何か月か何年かやったかわかりませんが、なくなったというところが現実ではないかなと。そしてあらためてこのリハビリ教室を送迎も含めてですね、うちの町、町の福祉保健課で主催しながらやれるかどうかという検討はですね、ちょっと内部的な検討が必要だと思っておりますので、もしそういう声があるとすればですね、現実的に検討していかなくちゃならないと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 当時はボランティア団体として、このサークルにお手伝いしたりして関わっていたものですから、これがなくなったというのは、いろいろなこともありますが、実際はやはり送迎がなくなって、自分たちでやっていくということが何か負担で、何かできなくなったというふうに私は記憶しておりました。やはりいろいろなグループに自主的に活動しなさいと言っても、なかなかこう難しいと思っておりますので、そのとっかかり

としていろいろな取り組みは町の方で何か取り組んで、いろいろな障がいを持った方の体操教室なり、いろいろな障がいを重くしないための教室だとか、何か福祉保健課の方でもいろいろな取り組みをされていますが、そういう取り組みをして、その中に出てこられた方たちが自主的に続けたいねというような形になるのかなと思います。今ここでやりたければ自主的にやりなさいと言っても、やはり仕掛けが必要なのかなと思いましたので、その辺伺いました。自主活動、社会参加の促進ということで、町長もうたっておりまして、その辺、仕掛けとして町でできるのか、できないのか、その辺、お考えを伺います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 私が福祉保健課長を離れてからもう15年経ちましたので、改めて今そういった、かつて実施されていたようなリハビリ教室が町の主催で、しかも送迎も含めて、きっかけづくりを含めて、今、必要なのかどうかと。これは担当課の方でもう1回検討していただいて、そしてきっとですね、自分たちでやれと言って突き放したというよりは、それなりの当時の事情があったのではないのかなというふうに思いますので、それらも検証した上でですね、今、健康増進係含めてですね、検討するというご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） どんどん高齢化していますし、障がいを持つ方も増えていますし、そういう方が社会参加、家に引きこもらないで、どこか出ていける場所ってということで、そういう仕掛けづくりを、きっかけづくりをお願いしたいなと思います。

「もりの風」のことについて伺います。

昨年5月にオープンして町も8、400万円補助しています。予算案のダイジェスト版には現在5名の入居ということですが、障がい者の親たちも高齢化して子どもたちの今後が不安、そういう問題を抱える方たちが多いと思いますし、そういう地元で子どもたちを生活させたい。その解決のためということで、そういう熱い思いを込めて「もりの風」ができたと思いますが、今、潜在的な入居希望者はたくさんいるのかと思いますが、なかなか入る人がいないというのは、例えば入居費がネックになって、経済的な負担が大きくて入りたくても入れない。何か月額10万円近くかかるというようなお話も伺いましたが、その辺はどのように考えていますか。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 「もりの風」に現在グループホームの方で5名、デイサービスの方で6名の利用者がいるということでございますけれども、実際には、お話しと言いますか、ショートを利用されている方は、将来的に入りたいということで体験されている方は他にもかなりいらっしゃいます。そういったことでゆくゆくは入りたい。遠い将来ではなくて入る方たちだとは思いますが、実際、入りたい方はいても、申し上げるべきかどうかわからないんですけど、職員確保、人材不足、そういったこともありまして、なかなか受け入れが追いついていないこともありますので、その状況を見ながら、徐々に増やしていっているというのが実態でございます。なのでちょっとこれからまだ20人に向けて、定員に向けてどんどん増やしていく段階ではありますけれども、そういった状況もあって、若干緩やかになってということもご理解いただきたいと思います。

また、経済的負担、これにつきましても障害者年金をもらっている方であれば、その負担と何がしかがあれば入れるんだと思うんですけども、ちょっと手元に今実際いくらかかるかというのはないんですけども、例えばグループホームになりますと、一人世帯ということになりますので、また、生活保護の申請だとか、そういったことも合わせて入居される方は「もりの風」の職員とも相談しながら、どういった体制がとれるのかということをご本人のことを一緒に検討させていただいて、いろいろその方に合った、経済的負担も含めて利用をしていただけるようにということをやっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 先ほど答弁書の中でありましたが、今年度、運営費補助金、行うということで、これからのことも伺いました。この200万円というのは、入居者が少なかったりした補填^{ほてん}なのかなとも思ったりしたんですが、これで入居者が定員になりましたら、その辺どうなのかなとか、その辺ちょっと、とりあえず3年というお話ですが、3年という期間の根拠というんですか、目途、3年という年数をどのように考えているのかお伺いします。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 運営費補助金の200万円が予算計上されているということで、とりあえず3年ということ考えているということで回答書に書かせていただいております。それでこの200万円の根拠でございますけれども、簡単ではございますけれども、まず総経費が赤字になっているということが大前提でございますけれども、それでなおかつですね、利用者が定員に満たない場合は、利用者数と利用者に対する人員の定数、職員の定数ですね、この枠がなかなかちょうどにはならないので、どうしても職員が加充当になってしまうということもあります。そういったことから、どうしても経費が膨らんでしまうという実態がございますので、その200万円の根拠ですけれども、人件費1人分、その見合った分として、また上限額を200万円としまして、ということ考えております。その3年につきましては、当初からいっぱいになるには3年はかかるだろうということは想定しておりました。もしかすると4年、5年かかるかもしれません。そういったことも含めまして、3年程度ということ今考えておりますけれども、それにつきましても、決定ではございませんので、今後の様子を見ながら検討させていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） せっかくできた施設ですし、これがきちんと運営されて、私たち、いつお世話になるかわかりませんし、そのためには、こういう形でというお話を伺って様子がわかりました。ただ昨年、建築費補助があって、今年200万円の補助ということで、そのあたりの関係とこれからのことを伺いましたが、今いろいろお話を伺って、町の方針をお聞きしてわかりました。やはりせっかくできた施設ですし、本当にきちんと運営していただいて、安心の基礎になる施設だと思いますので、これからもいろいろな形で支援も必要なかなと思います。ただ連携というんですか、きちんと施設側と町側がいろいろな、設立当時からいろいろな話もされていたのかもしれませんが、そういうことで急に予算とかということじゃなくて、それは実際に建設当時からいろいろな話をされていたのかもしれ

ませんが、やはりその施設に対して基本的にどういう形で町は臨むという、その辺のことも今伺いして理解いたしました。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 何点かお話しておきたいというふうに思います。

一つは去年の補助の段階で、確か私の記憶では堤議員でなかったかと思うんですけども、建設補助のみならず運営費の補助を考えるべき、あるいは考えているのかということも含めてご質問いただいた記憶があります。しかし、少なからず建設費については、もう建てるということですからやりますけども、運営については状況を見ながら判断をさせていただきたいという私は答弁した記憶がありますけれども、ほぼ1年を見てですね、今の経営状況が入所状況がどうなのかということ言えば、人的な1名分の補助を200万円として、これはいつまでも永久ではないと、これは三木所長もお話していますけれども、やはり民間、NPOといいながら民間ですから、どんなにあれしても5年経っても赤字だったらこれやっていけないでしょうということも含めてですね、やはり概ね3年ということの限定付きで、どんなに伸ばしてもやはり5年以上ということにはならないんじゃないだろうかということで、期待も含めて3年間の200万円の補助をさせていただいたということが、今回計上させていただいたということが状況です。

それから、もう1点ですね、実際には町の施設ではありませんけども、NPO法人がそれなりの努力してやっています。そして三木所長ともよく話をするんですけども、非常に難しい、それは認知症の地域密着型の「はるる」であれば「はい、いいですよ」って形で空いていけば入ることなんだけど、こういった障がい施設というのは、できれば家庭の中でみたい、体験させたい、いろいろなレクチャーをするみたいです。だけど踏ん切れないとか、いろいろな複雑な状況が、体験も含めて相談に来る方はあるようですので、入りなさい、入りなさいというよりも、じっくり向き合ってくださいね、一番いい方法は何なのかということに来訪される方も含めてですね、相談にのりながらやっているということですので、その点では、私は施設としては大変な努力をしているのではないかというのが2点目です。

それから、3点目はですね、近々で言いますと大空町が国保病院だったか何か忘れましたが、その施設の後利用で同じようなグループホームを開設したという記憶があります。これはですね、大変人が集まらなくてですね、1名しか集まらないとかですね、当時施設の職員がですね、私どものところにも来て、何とか入れていただけないかということもやった記憶しています。大体この辺の状況を見ていますとですね、3年とか5年かけて定員を満たすというのが実態のようなので、うちの町の「もりの風」についてもですね、こういった状況を勘案しますと、施設としての努力を認めながらですね、町もできるだけことは支援していきたいというのが考え方ですのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） いろいろお考えを伺いまして、よくわかりました。

次の質問にいきます。

新スポーツセンターの活用について、町長、教育長に伺います。

厳冬の中、スポーツセンター建設工事が31年4月のオープンに向けて着々と進んでいます。

建設に至るまでには、さまざまな議論が繰り広げられて町民の関心も高まっています。町民の期待に応えた施設にするためにもオープンに向けての準備などが大切です。

平成30年度の町長、教育長の執行方針の中で「子どもから高齢者まで誰もが気軽に健康・体力づくりの拠点」として、また「地域のコミュニケーションを図ることができる施設」とあります。

そこで次の点について伺います。

1、「子どもから高齢者まで」誰もが気軽に利用でき親しめる施設にするには、それぞれに合った選べるメニューも必要かと思いますが、どのように考えていますか。

2、ボルダリングウォールができますが、指導者や安全確保に向けた考えは。

3、オープニングセレモニーの考えは。

4、利用料をどのように考えていますか。

以上、伺います。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま「新スポーツセンターの活用について」4点のお尋ねをいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず1点目の「子どもから高齢者まで誰もが気軽に利用でき親しめる施設にするためにそれぞれにあったメニューが必要かと思いますがどのように考えているか」についてのお尋ねでございます。

スポーツセンターが果たしてきた役割として、子どもたちにはスポーツ少年団や中学校部活動の場、また、学校帰りのコミュニケーションの場として、体力維持・増進のみならず、多目的に利用されてきました。また、成人世代には、仕事を終えてからの夜間のスポーツサークル活動に多くの方々が来館され、日常的な体力維持・増進に利用されたり、団体や社会教育の事業での大会や教室で利用されるなど、各世代のニーズに応じた役割を果たしてきたところです。

新スポーツセンターにおいては、旧スポーツセンターでの各世代のスポーツや健康づくり活動を生かしながら、施設の新たな機能を活用し運営していこうと考えております。一例で申し上げますと、年間を通じて利用できる「ランニングコース」では、スポーツ少年団活動や世代に応じたウォーキング教室の開催、「トレーニングルーム」では新しいトレーニング機器を設置し、専門指導者を招き自分のレベルに合わせて選択できる体力づくり教室、「ストレッチルーム」では健康教室など多目的に活用するなど、施設の特徴を生かした新たな事業を取り入れることによって、より幅広い世代のニーズに合った事業や、学校や地域、関係機関などと一層連携を図りながら事業を展開してまいりたいと考えております。

次に、2点目の「ボルダリングウォールの指導者や安全確保に向けた考え方」についてのお尋ねでございます。

新スポーツセンターの特徴の一つでもありますボルダリングは、2020年に開催される東京オリンピックにおいて正式種目になるなど、今、最も注目されているスポーツの一つであります。

「ボルダリング」とは、人工の壁に「ホールド」と呼ばれる突起物に足や手を掛け、登りきるスポーツクライミング競技の一種です。子どもから年配の方まで、誰もが気軽に楽しめ、全身を使うためバランス感覚が身につき、登るコースを考える思考力や発想力がつ

くなど、多くの効果が期待できるスポーツであります。

このボルダリングウォールは、今回新たにスポーツセンターに設置するものですが、初めて競技を体験する方がほとんどであることから、安全面で十分配慮するため、安全マットの設置はもちろんのこと、専門指導者を招いた講習会を定期的で開催し、競技方法や安全確保などについて受講していただくとともに、ボルダリング利用者の拡大を図っていきたいと考えております。また、利用方法については、既に設置している市町村などを参考に、現在検討しておりますのでご理解願います。

3点目に「オープニングセレモニーの考え」についてのお尋ねでございます。

現在建設工事が進められている新スポーツセンターの本体工事は、来年3月に完成予定となっておりますので、オープニングセレモニーについては現在のところ3月末に開催することを予定しております。

4点目に「利用料の考えについて」のお尋ねでございます。

新スポーツセンターの利用料につきましては、町民の皆さまの健康維持や体力増進を第一の目的として考えておりますので、これまでの利用料を基本とし、他の公共施設の利用料とのバランスも考慮しながら検討していきたいと考えております。

以上、お尋ねのありました4点についてお答えいたしましたので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 私がこの質問を考えた時は2月だったんですが、3月の広報にスポーツセンターオープンに向けてということで大々的に特集が組まれておりましたので、私が聞きたかったこと、大体ここに出ているような状況です。私がやはり言いたかったのは、4月にオープンする、でもその前にやはり町民の今までスポセンを利用していなかった方、スポセンの建設についてはさまざまなお意見もありましたし、その中でこのスポーツセンターのあり方を町民の方に理解してもらって多くの方に親んでもらうような、その取り組みとして、やはりこういう働きかけも必要なのかなということもありましたので、あえて質問しました。その中で、いろいろなことがあります、やはり新しいスポセンを利用した子どもから高齢者までそれぞれの年代なり特性に合わせたようなメニューづくりっていうんですか、スポセン側からこういうことで体力づくりなり足腰100歳まで使えるような体力づくりだとか、いろいろなメニューも考えていただきたいなということもあったので、それであえてこれからオープンに向けての取り組みについて伺いました。やはり町長、教育長もおっしゃっています生涯スポーツ時代に向けてということなので、いろいろな年代に向けた取り組みを考えていただきたいなと思います。またスポセンに行ったら、運動する方はもう何も言わなくてもスポセンに行って運動しますが、何か楽しいことをやっているよ、ちょっと行ってみよう、そういうような仕掛けづくり、またその中でそういうことからサークル的なことが発展すればいいのかなと思いますので、ソフト面の準備というのもお願いしたいなと思います。また今、それについて、今どのように、箱は作った、その箱に見合うような準備というのか、具体的に何か考えていることがあればお聞かせいただきたいなと思います。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま、新スポーツセンターの活用というか利用についての

ご質問です。最初にお答えしましたように、それぞれ特徴的な施設の利用については最初お話したとおりなんですけど、このスポセンを作るに当たって、利用者をはじめ、多くの町民の方から、今のようなニーズがあるかということをお聞きしながら、今の新しいスポーツセンターの施設内容が決まったということで、教育委員会としましても、それらの町民ニーズにあった施設づくり、箱だけではなく、議員がおっしゃるようにソフト面も含めた中の充実が必要だと思っております。特徴的に言えば、やはり特に冬場の多い期間があって閉じこもりがちなこの地域の中でランニングコースなどはやはり年間通じて利用できますので、その辺で言えば子どもから高齢者まで利用できるのではないかと考えております。また現時点というんですか、特に今、健康だとか介護予防という部分が非常に皆さん興味あったり、それだとか例えば新スポーツといわれているダンスだとか、そういうところも含めた、いろいろなことが多様化しておりますので、そういうところを町民の皆さまの声を聞きながらですね、そういう教室も開催するようなことも検討してまいりたいと思いますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 楽しみにしております。高齢者でも行って楽しめるような取り組みとそういうメニューを取り揃えていただければうれしいと思っております。

オープニングセレモニーですが、今のスポセン、昭和53年、40年前ですか、その時は妹背牛高校のバレエ部がオープニングセレモニーだったということで見ていましたが、これから今の時代に合わせたオープニングセレモニーをどなたをどういうふうにするかってこれから考えるとが思うんですが、やはりはじめてスポセンに来るという方、それを見に、それをきっかけにスポセンに来てみようと思う方もきっといらっしゃると思っておりますので楽しみなオープニングセレモニーであるように期待しております。

スポセンの利用で言いましたら、開基90周年の時ですか、あの時、町民合唱をスポーツセンターを舞台にして札響と町民合唱があったり、そういうような取り組みなり行事もスポセンとしてやることもできるのかなと思っておりますし、いろいろなスポセンを核にしたいろいろな取り組みをこれからまた考えていただきたいなと思っております。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） まず先ほど申しましたようにオープニングセレモニーにつきましては、施設の本体工事が来年の3月、多分上旬ぐらいには完成するというので、まず私どもとしては、年度内に、3月末に落成記念をまず行って、またそういうオープニング記念事業につきましては、新しい年度であります平成31年度にかけて行いたいと思っておりますので、河端議員がおっしゃるように、多種多様な記念事業を今後検討してまいりたいと思っておりますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 着々と建設が進んでおりますし、それまで「スポセンは」って思っている方もいると思いますが、建築工事の進捗状況を見てどんどん楽しみになって考えている方も多くなっていると思っておりますので、ぜひ新しくできるスポセンを有効活用、全町民が集える場所として、いろいろな取り組みも考えていただきたいなと思っております。希望をお伝えして私の質問を終わります。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） さまざまな皆さまからご意見いただきながら、町民待望のスポーツセンターが今、着工し、オープンに向けて今、着々と進んでいるところです。議員のご意見も伺いながら、前段申し上げたように、子どもから高齢者までが体力づくりやスポーツ、そしてコミュニケーションの場として活用できるような施設に向けて取り組んでまいりたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 以上で私の質問を終わります。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君の質問が終わりました。ここで昼食のため休憩いたします。

午後は1時から行いますのでご参集願ひます。

休憩 午前11時35分

再開 午後 1時00分

○議長（上原豊茂君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

次は、8番、須河徹君の発言を許します。

須河徹君。

○8番（須河 徹君） 8番、須河です。

町政執行方針から「森を守り育てる」について、伺います。

森林の保全と整備について。

荒れている森林を適切に管理することは地球温暖化防止対策や土砂災害の防止対策として重要であり、今後整備財源としての「森林環境税」の導入が予定されています。

そこで次の点について伺いたいと思います。

1、訓子府町の森林面積内訳（道有林、町有林、民有林）、それと森林管理現状を伺いたいと思います。それをまたどのように認識されているか。

また「環境税」が導入された場合、どのように対応されるかを伺います。

2番目に森林管理状況において、境界や所有者がわからない状況はないのか。森林の整備事業において所有者の協力をどう講じていく考えであるのかを伺いたいと思います。

また「森林バンク」等の入をするのかを伺いたいと思います。

3番目に、森林認証制度SGEC^{エスジェック}の訓子府町の加入状況と認証の経費はどの程度か。

認証制度の効果や活用をどのように考えているのか伺いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「森林の保全と整備」について、3点のお尋ねをいただきましたのでお答えをさせていただきます。

1点目に「訓子府町の森林面積内訳と森林管理状況をどのように認識しているのか、また森林環境税が導入された場合どのように対応していくのか」とのお尋ねがございました。

森林調査簿と固定資産台帳により樹種、面積、森林蓄積、所有者を把握しており、ちなみに本町の森林面積は道有林が6,035ha、町有林が836ha、私有林が2,398haとなっております。

森林管理の状況につきましては、道有林は北海道が、町有林が子府町が、一般民有林は所有者から委託を受けた森林組合がそれぞれ経営計画に基づき造林事業を実施するなど適正な管理に努めておりますが、民有林につきましては、所有者が管理しており、伐採後4年を経過し植林がされていない人工伐採跡地は約88haあり、本町に限らず伐採後の適切な再造林が課題になっております。

再造林が進まない理由としては、林業事業体の作業員不足、苗木不足もありますが、多くは森林所有者の資金面に問題があります。そのため資金面での負担を軽減するため造林費用の一部を補助する未来につなぐ森づくり推進事業を活用した民有林振興補助金により民有林の再造林を支援しているところです。

「森林環境税が導入された場合はどのように対応していくのか」とのお尋ねですが、国は、地球温暖化防止や国土保全の観点から適切な森林管理を行うための財源として、森林環境税を平成31年度の税制改正で創設し、平成36年度から国民1人当たり1千円を住民税と併せて徴収することで現在進めているようですが、いずれにしましても、制度の内容が具体的に示された段階で適切な対応をしてまいります。

また、近年、手入れが行き届いていない森林の存在が顕在化していることから、そのような森林の所在市町村の役割を強化し、経営や管理を放棄した所有者から経営、管理の委託を受けた市町村が間伐等を所有者に代わり行う新たな森林管理システムが平成31年度に制度化されることから、新たな管理制度の施行に合わせ、市町村の実施する森林整備費用に充てるための森林環境譲与税が創設されます。

平成30年度には森林環境税、森林環境譲与税、新たな森林管理システムにより具体的な内容が示されると思いますので、本町としても情報収集に努め適切に対応してまいります。

2点目に「森林状況において、境界や所有者がわからない状況はないのか、さらに森林整備事業において所有者の協力をどう講じていくのか、森林バンク制度の導入を考えているのか」とのお尋ねがございました。

森林の所有者につきましては、固定資産台帳や森林調査簿において所有者が判明しておりますので、本町において所有者不明の山林はないと認識しております。

林地境界につきましては、森林所有者情報管理システムの航空写真においては境界を表示しておりますが、実際の現地における境界につきましては、地籍調査において境界石の埋設困難や埋設後不明になったなど判明しない箇所もありますが、樹種や樹齢の違いなどにより判断をしているのが現状です。

なお、町有林の境界につきましては、職員がGPS機器を活用し、現地で境界確認をしながら造林事業を実施しております。

森林整備事業における所有者の協力につきましては、自分の所有林状況を適切に把握し、適正な管理、造林を実施している所有者も多くいる中、さまざまな理由により再造林を実施できない所有者に対し、北海道が実施している補助制度を民有林において積極的に活用していくため、森林所有者に代わり森林事業等を行う森林組合に対し支援を行い、民有林の適切な森林整備をお願いしております。

次に、森林バンク制度の導入についてであります。森林バンク制度は所有者が管理できない森林を市町村が引き受け、意欲ある林業経営者に貸出し集約や整備を行うもので、

国は平成31年度制度開始を目指し関連法案の作成を行っており、伐採条件が悪く貸出先が見つからない場合は、市町村が無償で借り受けて林業事業者などに整備を委託する制度も盛り込むとしております。

いずれにしても、まだ具体的な方法、手続きなどが示されておきませんので、情報収集や森林所有者に対する情報発信を行い、本町として森林バンク制度による森林整備が可能かどうか検討してまいります。

3点目に「森林認証制度SGECの訓子府町の加入状況と認証経費はどの程度か。また認証制度の効果や活用をどう考えているのか」とのお尋ねがありました。

森林認証制度の加入状況につきましては、町有林は平成27年にSGECの認証を受けており、道有林につきましてはオホーツク圏域において同じくSGECの認証を受けております。

また、本町の民有林につきましても、SGECの認証を受けている森林が約220haございます。

認証に関しましては毎年書類および現地での審査があり、審査業務の委託料として30万円を支出しております。

認証制度の効果や活用に関しましては、森林認証制度は、生物多様性保全や持続可能な森林経営を支援することなどにより、森林の価値を高めることを目的としておりますが、現段階では認証を受けた山林から伐採された木材の市場価格が上昇している状況ではありません。

しかし、2020年東京オリンピック施設の建設において認証材を使用するとの情報もあり、それを機に認証材の付加価値が高まるものと思われまます。

認証制度の活用に関しましては、本町の町有林がSGECにより毎年審査、指導を受けることにより、今後の適正な町有林の管理、施業を行っていく指標なり、認証を受けることにより、木材の販売、利用に関し出されるさまざまな条件などに対応していくことができると認識しております。

以上、お尋ねがありました3点について、お答えいたしましたので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） それでは、森林環境税について質問したいと思いますけども、ご答弁の内容が大変不確定な要因の中ですね、大変詳しく答弁いただき、この後の質問も必要ないのかと思いますが、何点か質問させていただきます。本議会も平成29年9月14日の第3回定例議会において、議長以下5名の議員により林業木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書を提出されました。木材の輸入自由化により木材価格が低迷し、国産材は採算が合わず所有者の意欲が低下し、森林の整備管理がされず放置され、荒れた森林が全国的に増加しているというような状況でございます。適切な森林整備が実施されないと、森林が密集状態で生育し、光が入らず、木は細く、丈夫で葉が茂り、日光や温室ガスの吸収力が弱くなり、このような木は根の張りが弱く台風や集中豪雨により土砂の流出や山崩れが発生し下流域において水害災害の発生につながります。このことにより、平成29年度の税制改正大綱に森林整備を進める財源として森林環境税の導入を考え、具体的な制度設計が始まっているようでございます。しかしながらまだ今の

ご答弁の中のように、まだ確定では、詳細についてはまだ説明されていない状況でございます。今後いろいろな面で変わっていくと思いますが、その前段です、本町において、どのような対応をされるかということのご質問をさせていただきます。

まず本町において、森林環境税を導入するとすれば、そのメリットはどこにあるのかを伺いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） ただいま森林環境税導入後の本町のメリットでございますけれども、森林環境税というものにつきましては議員ご承知のとおり、今、質問の中にもありましたように、森林を守り育てる、それによりまして災害の防止ですとか、そういう部分に寄与するというようなことでの税の創設でございますが、その税が各都道府県、それから市町村に、市町村の森林面積、それから従業員というんですかね、林業従事者の数ですとか、そういう部分に合わせて配分されるというような情報でございますので、本町としてもそういう部分が配分されますと、それに対応し、本町の町有林、それから民有林等に対する施業の施策補助等に活用できるというふうに考えておりますので、メリットと言えば、そういう部分での国からの費用の負担という部分になるかと思っておりますのでご理解願いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） 今のご説明のとおり森林環境税のメリットとしては、やはり国からの整備に対する助成が非常に大きなメリットとなるということでございます。その中で、森林環境税は国や自治体が所有していない民有林を中心に整備を行うということも一つ明記されている訳でございますが、本町の先ほどの森林面積の中で私有林が2,398haあるということでございまして、この面についても現状はしっかりと整備されているという報告でございましたが、今後においても整備を続けていかなければならないと。これは森林環境税に対して一般的なですね、訓子府町じゃなくて、一般的なものの考え方として、荒れる森林においてですね、森林の整備管理に無関心な所有者、この人の考え方というのはどういうことかといいますとですね、まず非常に林業というのはいくらもないということが前提にあって、整備管理に無関心になってしまうと。それから所有者が世代交代し木の所在が全くわからない。そんな状態の中で整備にも無関心になっていくと。それから離町や転勤により森林から離れてしまいですね、山、森林に無関心になってくと。それから整備管理の財源の経済的に手配できない。整備財源を持たない所有者も増えてきていると。それから最後にですね、整備財源を持ちながらも整備管理に対して全く無関心な所有者がいると。そういうことが積み重なってですね、山が放置され荒れてしまう森林。これに対してですね、市町村が間伐事業を行うということがこの環境税の中にも盛り込まれているようでございます。荒れた森林を誰が整備管理するのかが問題となっておりますね、やはり非常に森林の現場に近く、所有者に近い市町村が責任をもって整備管理を行うということになっているようでございます。現在では、その中で市町村においてはですね、林地台帳の整備を確実に進めることが第一であるという具合にも明記されておりますけれども、林地台帳の整備について、本町はどのような考え方であるか伺いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 林地台帳の整備の関係でございますが、本町においても

ですね、既に林地台帳、名称は林地台帳とっておりますけども、システムを導入いたしましたして所有者、それから樹種、樹木面積、そういう部分の反映、それから航空写真、先ほどの回答にもありましたように航空写真を導入しての管理という部分で本町としても現在、着々と進めている部分でございます。また新年度予算でもまた説明等はさせていただきますけども、30年度にも台帳の整備、追加整備というようなことでシステムの導入も考えておりますので、そういった中で活用できる、きちんと活用できる台帳整備を現在進めているということでございますのでご理解願いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） 林地台帳については本町においても進めていると。また本年度予算においても十分予算を確保し整備を進めるという答弁でございました。林地台帳を進める中でですね、本町にはいないということだと理解しているんですがございますけども、所有者などによる自発的な間伐等が見込めないような森林の整備に対する市町村の役割についてですね、どのように考えているか伺いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 本町の民有林において、所有者が自発的に整備ができない森林の対応について、町の考え方はという部分でございますけども、正直言いますと本町の民有林の中でも、やはり先ほど須河議員がご指摘のあったとおりに関心がない。それからおじいちゃん、お父さんからの継承は受けたけども興味を持たない。それから逆に資金面がない。ないというんですか、なかなかそこまで資金を調達できないというような、さまざまな理由により、そのまま放置しているという森林はかなりあるかというふうに思っております。ただ中にはですね、やはりきちんと自分で施業し、管理をしている森林事業者も多々おりますので、そういった部分で差が出ているというのは間違いないと思うんですけども、ただ今後におきましてはですね、先ほど須河議員のご質問の中にもありましたように、森林バンク制度、これも国の方で今後創設しようというようなことで現在進めておりますけども、その中には須河議員が先ほどおっしゃったように自分でできない、高齢ですとか後継者不在で所有者が手入れできなくなった人工林、民有林、これを市町村に管理委託して市町村が所有者に代わって林業経営者ですとか、そういう大規模な事業者等に貸し出して造林等を行うという制度が森林バンク制度なんですけども、これに対しまして先ほどからおっしゃっている森林環境税、こういうのもそちらの方に充てながら進めたいというのが国の現在の考えでございます。ですので、この森林バンク制度、仮称でございますけども、こういう部分が森林環境税と合わせた形で今後創設され、きちんとした詳細の内容等が明らかになり、本町としてもそれに対応できる部分があればですね、当然それを活用しながら民有林の整備等を進めていかなきゃいけないというふうに考えておりますのでご理解願いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） 非常に前向きに環境税を利用しようとする意志は感じました。その中でですね、非常にこれまた国の段階で確定されていない事項なんですけども、懸念される事項が何個かあるんで、それに対してどのように考えられるかをちょっとお聞きしたいと思っておりますけども、市町村がですね、そういう担保のできない所有者に対して、例えば市町村が所有者の負担を軽減した上で市町村が自ら間伐を実施していくと。それから所有

者が不明の場合においても市町村が間伐を代行する。それから特に整備意欲ない人に対しては市町村から間伐の取り組み要請を働きかけると。いろいろな意味で行政がやるべきことも今の段階では明示されている訳でございますけども、そういうものに対してですね、森林環境税を充てるといふことでありますけども、これは国の問題で本町とはそんなに関わりのないことだとは思いますが、この施策を見るとですね、個人所有の森林整備事業にですね、公的資金である税金を投入するという状況だと思うんですよ、そのことについて、どう考えればいいのかということ。それからですね、所有者に整備資金を明らかに持っているという方が事業整備をされない場合にどうしたらいいのかと。それからもう一つはですね、これ本当にうがった見方なんですけども、公的資金を投入して整備してですね、その後、木材状況が変化して非常に大きな利益が上がったというような場合に、その利益とかそういうものはどういう状況になるのか。これは今後の課題だと思うんですけども、この辺をどのように捉えているかをお聞きしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 大変難しいご質問なんですけども、まず最初の方にご質問がありました、所有者に代わって市町村が間伐等の整備を行う。そのために森林環境税も使用するというような部分に関してでございますけども、あくまでですね、ちょっとまだ詳細等が出てきておりませんので、私の個人的な見解というか意見なのかもしれませんけども、あくまで、当然個人の所有の財産でございますので、自治体が勝手に荒れているから間伐をします。植林されていないので新しく苗を植えますということではなくて、やはり所有者からの意向、そういうのを汲んでですね、申し出という表現なのか申請という表現なのか、ちょっとわかりませんが、そういうようなことも当然しながら進めていくというふうになるかと思うんですけども、簡単に荒れているから町が税金を使って何でもかんでもやりますということにはならないのかなと。それからもう1点、資金のある方が、資金という表現がいいかどうかわかりませんが、そういう方が自分の山を放置していると。それに対して町が放置しているから、その人から受けて造林等を行うかという部分に関しましてはですね、資金がどの程度あるかどうかというのは、ちょっと微妙な部分はありますが、まずは自治体、町としましてはですね、やはり回答でも言ったように、いろいろな民有林の補助等も行っておりますので、そういった中で施業等を行っていただきたいというようなことも含めてお話をしながら進めていかなきゃいけないのかなと考えてはおります。簡単に町が全部やるということではなくて、あくまでも本当に後継者がいない。高齢になって自分で施業ができない。森林バンクですとか環境税に関する文言を読みましてもですね、そういうような表現になっておりますので、国も多分ある程度の条件をつけて、こういう方、こういう状況、そういった時にこういう市町村が代行してというような話が出てくるかと思うんですけども、そんな中で詳細が出てきた段階でまた対応するかというふうに思っております。それから公的資金を投入した後に利益が出て、その山を所有者が売ってどうなのかという部分に関しましてはですね、あくまでも今回の森林環境税、それから新しい森林管理の制度、森林バンク制度もそうですけども、あくまでも荒廃している森林、それによってあらゆる影響が出てくると。須河議員がおっしゃったように災害ですとか、そういう部分、それから生物の環境的な部分、いろいろな要素ありますけども、そういった中で影響がある部分、地球温暖化も含めた中でですね、そうい

った中での一つの対応として、対策としての森林整備、環境税の導入ということになるかと思っておりますので、それを利益が出たらどうするかという部分を念頭に置いて多分国の方も考えてはいないと思うんですけども、ちょっと回答になってないかもしれませんが、今の段階での私どもの認識としては、そういうような認識に立って、これから進めなければならないと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） やはりまだ国で確定されていない事項なんで非常に答弁しづらい質問だったなと思います。ただこの後もし国と対応するシステムをどうこうするといった場合にはですね、やはりこういうところもしっかりと検討していただきたいなど。それともう一つはですね、森林環境税は目的税であると。そして特定財源に入り、事業に必要な市町村に配分されるというような流れになっているようでございますが、例えば過去の目的税においてですね、非常に不適切な利用があつてですね、世間を騒がせたこともありました。配分された事業資金でカラオケセットやマッサージ機を購入していたとか、上部組織や関連組織の役員の手当に使われていたとか、非常に本町においての問題ではなくてですね、過去にそういう目的税の使い方があったと。やはりこういうことを反省すればですね、やはりこの環境税においてもですね、しっかり納税される方に理解していただけるようなですね、作業体系とか実施状況を確定していかなければならないと思います。そういう意思もあるかどうか、どうでしょうか。質問します。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 今、この森林環境税については、ご存じのとおり私どもの自治体が長年国に荒れる森林をいかにして環境含めてですね、地球温暖化も含めて対応していける状況をどう作るかということで、かなり長年かかって要請をしてきた経過の中で今、国は東日本大震災の直接国民からいただいているお金の目途をつけながら、新たなる森林環境税を最大で1人1千円お金を徴収をさせていただいて、上がってくる大体対象が6,200万人といわれていますから、それで上がってくる金額が620億円という、仮に1千円としたらですね、その財源を地方譲与税等を含めて北海道とそして市町村に配分していくということの中で今、遠藤課長がるる申し上げましたとおり健全な森林運営と環境に配慮した施策をマッチングしながら、山を守って育てていくということが大筋の流れです。同時にまた私たちは1960年代の木材の自由化によって山が荒れて、管理すればするほど赤字になるという民の状況なんかも踏まえて、やはり山を持っている自治体は非常に危機的な状況としてこれを捉えていたということもありますので、須河議員が心配しているように、私どもも今までも民有林については山の持っている方、あるいは森林組合に補助をしながら、そして適切な管理・運営がなされるような指導と、そして要請もしてきたところでございますので、議員が心配しているような、森林の管理と、あるいは幾分、法の趣旨から離れていくような状況が出てはならないということも含めてですね、市町村としてこの森林環境税がより具体的に、より山を持っている方々、我々に対して適切な補助、税の配分になるようにですね、要請をこれからも続けていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） 非常に税の使い方に関しての本町の姿勢を伺えたと思っております。

す。ぜひ、そういう方向でしっかりとですね、環境税を使ってしっかりと山を管理していただきたいと思います。

次にですね、非常に魅力的な森林を作るにはですね、本町にも林務担当のすばらしい職員もいる訳でございますが、やはりこういう状況になると、森林の専門家といいますかね、30年、50年レベルでの森林の育成、管理方法を考えたりですね、長期でそういう生産から販売までの計画を立てられる、そういう人も必要であるというようなことがうたわれている訳でございます。それはそういう人を育てる、人的資源の育成も必要であるというようなことも言われている訳でございますが、この森林のプロ、専門家、人材を育てるといふことに対してはどのように考えていますでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 須河議員ご存じのとおりですね、かつて1970年代まではですね、私どもの職員の中で森林担当の部署も、そしてまた担当者もおられたということは、もうご存じのとおりだと思います。同時にまた森林組合と一緒に歩みながら適切な町有林の管理と販売をしてきたというのが実態でございます。しかし残念ながら1990年代に入ってから、そういうベテランの山を理解している方が不配置になって、ほぼ管理運営を森林組合にお願いをし、また町有林の担当もある意味では素人のような状況が続いてきたのが現実であります。しかし今、審議会の中にかつてのそういう町有林の担当職員、それから民有林の現実に施業等をしていた方、同時にまた森林組合の役員等も入っていただきながら、私どもの今、職員と一緒にですね、町有林を歩き、そしてどうあるべきなのかということを含めてですね、レクチャー、指導をいただきながら、今、担当している職員が非常に能力を発揮し始めてきています。しかしこれが一般事務職ですから、異動ということを考えていくと、非常に厳しいものがありますので、今、須河議員が心配されているように、あらためてまた林業専門の職員を配置するべきではないかということではですね、今後、数年の間、動きも見ながらですね、私どもが専任職員を配置するか、あるいは現在のままでやるのか、さらにまた、もう一つは新生紀森林組合等からですね、施業等も含めて、町有林の管理も一切、森林組合にやらせてほしいという考え方も一方ではありますので、これらは慎重に町民の財産を守っていくんだという観点から判断してまいりたいというふうに思っておりますので、もうしばらくお時間をいただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） まさに今、町長の言われたとおりに人材の育成をしっかりとしていくということでございます。その中でやはり先ほど本町の森林面積を伺った訳でございますが、決して本町は北海道全体の中でも多い方の森林面積を有している訳ではございませんので、やはり人材育成、人を育てるといふ面でもですね、森林組合等の協力を得ながらですね、そういうプロの専門家の育成を考えていただきたいなと思います。

続きましてですね、認証制度について伺いたいと思います。

認証制度SGECには非常に七つの基準がありましてですね、その中の基準の一つとしては、森林の管理状態を帳簿類で整理する。森林の管理の方針と計画を策定する。定期的に契約の見直しを行い常に管理レベルの向上を図ることがあります。それから生物の多様性と保全について、しっかりと配慮して行う。それから土壌および水資源の保全と維持、森林の生態系の生産力および健全性の維持を行うと。5番目に持続的森林系のため

の法的、制度的枠組みを行うと。基準の6番目にですね、SGECにおいて社会経済的便益の維持、増進および地球温暖化防止への寄与と。これは認証林産物がさまざまな用途に利用され、地域の雇用拡大や、地域経済の振興に資するように努めなければならないと。中略して、さらに森林の管理、整備利用が地球温暖化防止に寄与する二酸化炭素の吸収、固定源として貢献できるよう努めなければならない。最後にモニタリングと情報公開ということがある訳でございますが、認証制度の中でですね、導入と取り組みを充実させていけばですね、森林環境税の目的と十分合致するのではないかと。またSGECの森林管理基準をクリアできればですね、非常に高度な森林環境技術や計画策定能力の向上にもつながるのではないかという具合に感じる訳でございます。その中で森林認証制度SGECには認証木材のブランド確立と有利販売というのを目標にあると思いますが、まずは基本的には、いい山を作り、いい木を作るということが一番であってですね、その後、木材のブランドを有利販売、これについては後から付いてくると。そのためには森林の保全と整備、人づくりが大切であるという具合にうたわれております。このことについてはどのように考えますでしょうか。伺います。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） SGECの認証等に関してのご質問でございますけれども、須河議員、今おっしゃるとおりSGEC認証制度、本町はSGECでの認証を受けておりますけれども、回答の中にも表現させていただきましたけれども、当然、毎年ですね、SGECの職員が来町しまして、丸2日かけまして書類の中身、整備、それから現地に出向いてですね、町有林全部歩く訳でなく、ちょっと2日間ですので、全部は歩けないんですけども、今までやった施業した箇所、それから今後、施業を計画している箇所、そういったところを重点的に担当の職員と一緒に回っていただいて確認をし、その結果ですね、いろいろな部分で指導を受けているという内容でございますので、当然ブランド化等に関しましてはですね、やはり先ほど来から言うように、今後ですね、現在のところはSGECで認証を受けている山の木を町が販売したとして、一般の販売価格よりも1割高い、2割高いとかっていう部分はありませんけれども、当然他の町もそうですけども、今後やはりそういうSGEC等の認証を受けている山林、毎年、毎年きちんとした指導を受け、整備をしている山林、そういうところから出る材、それからそれに対して、いろいろな施策を行っている自治体、市町村ですね、そういった部分で認められてくることは間違いないというふうに思っておりますので、その部分が今後見込まれるというんですかね、有利販売になるかどうかというのはちょっと難しいところありますけれども、ただやはり今の段階、今のいろいろな情報等をみますとですね、何もしていない山林、何の認証も受けていない、ただ管理しているだけの一般的に管理している森林、そういうところと、やはりきちんとした認証を受け、毎年のように厳しい審査を受けているところの違いというのは当然これからもどんどんとクローズアップされて国の中でもいろいろな部分での使用材価格そういった面での差というのが出てくるというのは考えられると思いますので、そういう部分に関しましても、本町としては、現在そういう部分を行っておりますので、今後もいろいろな部分で有利な部分が出てくるかなというふうには考えておりますのでご理解願いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） 今、SGECの認証材の利用、使用でございますけれども、今、本町においては各施設等で認証材ではないけれども、そういう利用が多くなっている、その評価も私どもは内部的にいいなと思う訳でございますけれども、外部的にもかなり高い評価を受けているということを知っておりますけれども、今現在の本町の施設の木材の使用に関してどういう評価を受けているのか、それから今後、町の施設にですね、こういう木材を使った施設整備をしていくかどうかという考えがあるかどうか、そのことについてお聞きしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ご存じのとおり私どもの町はSGECの国内認証を一昨年の春に取らせていただきました。これは紋別地方を中心にしてSGEC、置戸もSGECですけれども、美幌等ではSSCという国際認証の制度も、その他にもいくつかありますけれども、しかし管内は北海道内でも一番森林面積の多い地方ということをおっしゃって、北海道の指導のもとに、全部が認証を取ろうということで、町有林等については認証制度をやろうということで、最終的には北見も含めて全部の公共団体の森林については認証を入った。今そういう状況でありますけれども、現実的には私は二つほど、その時に言わせていただきました。一つは北海道有林も入っていないじゃないかと。道有林も入っていないのに、うちの町で言いますと6,035haの道有林があって、町有林は836haだと。やはり道有林が入らないのはどうなのかと。それから入ったからといって認証材が価格的に考慮されるのかということを含めて、ちょっと二の足を踏んでいたということもありましたけれども、最終的には今、北海道も含めて、先ほど言いましたように入った。そして価格等についてもやはりこれからの東京オリンピックで認証材を使っていこうということがどうやら気運的に盛り上がってきていますので、この機会ですから管内上げて、北海道上げてですね、認証材を価格等も含めた配慮をしていくということがですね、これからいよいよ始まってくるとは思いません。その点で言いますと多くの自然林や山林を持っています北海道の市町村が、その運動の先頭に立っていくということが現実的なことですので、さらに評価を高めていくことをしていかんやならないと思います。同時にまた、うちの町では、もうご存じのとおり一昨年の4月にオープンしたこども園が町有林の木を2千本ほど伐採をさせていただいて、そして集成を加えて、今の建物を建てたことです。これはもう何度もお話しさせていただいておりますように、日本照明学会の普及奨励賞、そして林野庁長官賞、これは木材建築に対する全国のナンバー2ということでの評価、そしてまた最近では赤レンガ建築賞もナンバー2の評価をいただいて、非常に木材建築としては高い評価をいただいているというのが状況でございます。しかし今スポーツセンターを見てもおわかりのとおり、その木材を使ったという中には、やはり補助制度がちゃんとしていたという問題があります。これは基金活用で4億数千万円の補助金をこども園の時はいただきました。しかし今、これ森林関係を使った建築物に対する補助制度とか基金制度というのは全くないというのが現実的でありますから、各市町村は非常に苦慮しているというのが実際のところですね。これらも含めてですね、スポーツセンターも引き続き町有林等の木を使ってということも内部検討させていただきましたけれども、財源的には非常に厳しいということで断念せざるを得なかった。この間、赤レンガ賞の懇談会が道庁の赤レンガで行われた時にも副知事はじめ、道庁の職員等もたくさん出席しておりましたけれども、その

中でもやはり森林を行政的に森林を推進していくためには、もっとやはり国上げて森林に対するやはり補助、あるいは税の優遇等も含めてですね、やっていかないと駄目だということをご直接申し上げたところですけども、その辺ではまだまだ解決しなければならないことがたくさんあるということも含めて、現時点での状況でございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） 非常に前向きな考えと、それからやはり国の対策もしっかりと要望していかねばならないと感じるところでございます。非常に全国から集める環境税に対してですね、しっかりと活用していかねばならない義務がやはり山林の市町村にはあると思ひます。森林の保全と整備はですね、やはり山や沢の崩れ、水害を起こさぬようにですね、防災機能、国土保全機能、水源涵養機能を大事にですね、非常に本町は人を育てることが上手な町だと思ひます。それと同じようにですね、やはり山をしっかりと育てていくことをお願い申し上げまして、質問を終わりたいと思ひます。最後に全般、町長の方から何かあれば伺いたいと思ひます。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 議員から再三の質問の中であれしていましたように、やはり森林環境税を一つの契機にして私たちが公の町有林だけではなくて、民有林も適切な管理が行われるような状況をやはり森林組合とも協力しながら、やはり作っていかねばならないというのが第1点目であります。

同時にまた森林環境税が現時点では数年後に具体的にになってまいりますけれども、六百数十億円のこの金額についても町有林も含めてですね、有効に使うような状況というのは、やはりできていかねばならないのではないのかというのが2点目です。

3点目には、せつかく認証材を取った、これは認証材を取るということは価格の面もありますけれども、私どもの町有林に対する評価というのは非常に高い。これは京都大学の森林関係やSGECの審査委員が毎年のように来ていますけれども、この町有林の広葉樹、針葉樹、そして間伐等含めてですね、これほど適切にやられている町有林というのはそんなに数はないという高い評価をいただいています。そのことは逆に言うと国内認証をもらった中でですね、森林の診断も含めてですね、やはり受けているということも、この認証材については、非常に私たちはなるほどということでも学ばせていただいているということもありますので、これらも含めてですね、森林行政全体が前へ行くように、とりわけ審議会でも意見がございますけれども、やはり職員をどういうふう育て、そして位置付けていくかという課題にもですね、できるだけ早く結論を出していきたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（上原豊茂君） 8番、須河徹君の質問が終わりました。

ここで午後2時まで休憩といたしたいと思ひます。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 2時00分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、10番、山田日出夫君の発言を許します。

山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） 10番、山田です。私は二つの質問を行っておりますけども、まず一つ目の質問について、通告書に従いましてお聞きをしたいと思います。

二元代表制に基づく町議会活性化に対する行政の対応について伺います。

町議会は約1年半の間、議会基本条例制定案を中心に議会活性化の検討を積み重ね、今議会に条例案を議員提案しておりますが、二元代表制の相手であります行政責任者の町長にお伺いをいたします。

1、一連の議会活性化の取り組みに対する町長の所見を伺います。

2、議会活性化の柱である「議員間の議論を深める」ため、行政情報や政策情報の早期提示が基本となりますが、現状認識と今後の対応を伺います。

3、議会活性化等を引き続き推進するためには、必要な議会事務局体制の整備や予算について認識を伺います。

4、「自治基本条例制定」の現状と今後の予定を伺います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「二元代表制に基づく議会活性化に対する行政の対応」について、4点のお尋ねがありましたのでお答えいたします。

1点目に一連の議会活性化の取り組みに対する所見について、お尋ねがありました。

議会におかれましては、平成24年12月の第4回定例町議会において、議会改革・活性化に向け、町議会活性化特別委員会が設置され、その後、平成27年5月に議員が改選となり、同年6月の第2回定例町議会において、現在の議会体制で改めて町議会活性化特別委員会が設置されました。

以来、先進地視察研修、研究部会の設置、平成28年11月には、住民アンケートが実施され、本格的な議会基本条例の検討がはじまり、住民との接点を持つための議会報告会、議会改革シンポジウムの開催などを経て、今議会において、議会のあり方、議会運営の基本、議員活動の原則などを定めた議会基本条例ならびに関係条例等の提案がなされました。

地方議会は、地方公共団体の行財政運営を行う上で、首長とともに、車の両輪ともいえるべき役割を担っておりますが、一方で、議員の成り手不足が深刻化しております。全国的にみますと、無投票当選者数の割合は、人口規模が小規模なほど高く、成り手不足が切迫している状況となっております。

平成28年3月の第31次地方制度調査会の「人口減少社会に的確に対応する地方行財政体制およびガバナンスのあり方に関する答申」の中でも「議会制度や議会運営のあり方、議員に求められる役割および幅広い人材の確保の観点から、方策を講じる必要がある」と指摘されております。

このような中で、議員の皆さまが自ら立ち上がり、議会活性化に積極的に取り組まれておりますことに、敬意を表しますとともに、議員として、議会としての今後の活動に対し、町民の皆さまとともにご期待申し上げているところであります。

2点目に、議員間の議論を深めるため、行政情報や政策情報の早期提示が必要となるが、現状認識と今後の対応についてお尋ねがございましたが、これまでも予算の提案、政策提

案などに当たっては、全員協議会などに事前にお示しするなど対応しており、今後とも引き続き配慮してまいりますのでご理解願います。

3点目に議会活性化等の推進に必要な事務局体制の整備や予算についての認識についてお尋ねがございました。

予算の面では、平成30年度予算案において、議会基本条例関係の予算も計上させていただいております。

ご存じのとおり、行財政は、限られた人材、財源の中で運営していかなければなりません。

そうしたことから、さまざまな行政分野にバランスよく経営資源を配分することが求められていることなどに十分留意した上で、対応してまいりますのでご理解願います。

4点目に『自治基本条例制定』の現状と今後の予定についてのお尋ねがございました。

私は、町長就任以来、町づくり基本条例制定を目標に掲げ、昨年はまちづくり推進会議に住民参画検討部会を設置し検討を進めてまいりました。

11月にはまちづくり推進会議に町民が中心となった検討会議で議論した素案を提示したところでありますが、条例化に向けては不足する項目や法制議論などが必要であり、現在職員で組織するプロジェクト会議で検討しているところであります。

また、本年度の町政執行方針の柱の一つで触れさせていただきましたが、今議会に提案されている議会基本条例も見据えながら町民が主役のまちづくりに向けて、訓子府らしい基本条例制定を町民の皆さまと共に取り組んでまいりますのでご理解願います。

以上、お尋ねのありました4点についてお答えをいたしましたので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） まず、再質問をさせていただきます。私どもの議会活性化の取り組みの流れを詳しくご紹介いただきまして、一定の評価と今後への期待が表明された訳であります。私どもの議会基本条例は今議会で後日、議員提案により提案されて可決できると思っておりますけども、これはやっとなら議会改革の活性化のスタートラインに立ったということでありまして、議会と密接な関係がある、二元代表制の相手でもあります行政も私どもの改革には無関係だということにはならないと思いますし、そのようなご認識に立たれているかと思えます。議会の改革に対して期待という響きは私は今強く残りましたけども、行政としてもですね、議会が改革しようと積極的にしていることに対して、もう少し積極的な行政としての関わり方があるんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） まずは、この4年間の歩みについて高く評価をさせていただきたいということでありまして。これは改めて今回議会が可決された段階で改めて私どももこれらについての積極的な姿勢を展開させていただきたいと思っておりますけども、まずは高く評価させていただきたいと。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） めったに褒められること議会はないのかもしれないんですけども、こんなこと言ったら怒られるかな。評価されるということで正直に受け止めておきたいと

思います。2点目ですけれども、議会の議員の大きな義務はですね、町民のご意見を受けて議会や各種委員会などで議員間の議論を深めることでもあります。この議論を積極的に議論を深めるということは、議会活性化の大きな柱として私どもも位置付けております。何を議論するかと言えば大きく二つあると思う。一つは議会改革に代表されるような議員の政治倫理も含めた自らの立場や活動に関すること。もう一つは、行政が示します政策や予算などの行政情報を議論し審議する。この二つが主な議論だと思います。そしてこの後者の方はですね、行政情報ですから、町長を中心にこの情報をもっておりまして、折に触れて議員や、あるいは町民に対して提示される訳ですけども、その提示する時期がやや遅いんでないかということをおは繰り返しご指摘申し上げてきたんですけども、今の答弁では、やるべきことは全員協議会等で事前にやっているという答弁でしたけども、この間の記憶をたどればですね、大きな事業であるスポセンにしても、確か全員協議会で示されましたけども、総計のローリングなどには載っているんでしょうけども、町長が正式に議員に対して政策としてやりたいという表明をして初めて私どもは事業として認識する訳ですから、それが確か記憶が間違っていれば指摘してほしいんですけども、2週間ぐらい前の全員協議会だったんでないかと思います。それが正式な行政としてのあの大事業の実施の表明だったと思いますけども、それではですね、私どもは検討したり議論を深めたりする時間があまりない。ましてや町民に示す時期ということになると、またさらにその後ということにもなりかねませんのでね、本当に改善の余地ないんでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 改めてですね、議会基本条例というよりも議会自身が役割というのは私は三つあるというふうに思っています。一つはこれは自治法で言っている96条の2項であります。一つは議決権であります。議会の議決なくして仕事は進められないというのがあります。二点目は行政の監督権や、あるいは統制の権限を議会は持っています。三つ目は自立権であります。議員自らのであります。山田議員がおっしゃるように議会の政治倫理、行政情報を提示されたことに対する議論ということがありますけども、改めて議員さんたちは議員が各議員を考え方はそれぞれであります。そしてさまざまな要求を住民から受け止めながら、それを議会として一つの提案をしていくというのを、三つの役割を私は持っているのではないかなというふうに思います。それで今、スポーツセンターの例がありましたけども、ご存じのとおり私が3期目の立起する時の表明が非常に遅れました。それは耐震の結果がどうなるかによって、私自身の政策が変わってくると。出てきたのが12月ですから。その上であけて、私は政策の中にスポーツセンターの建て替えの決断を初めて表明したというところからスタートであります。これは私自身の3期目の政策は、山田議員もお渡ししていますから、わかっていると思いますけども、その上でまだまだ内部で検討しなければならないこと。状況によっては一つの政策というのは生きものですから、議員の言われるように、できるだけ早くということもそのとおり。しかし現実的な内部の中で慎重に検討していかなきゃならないものによっては時期が遅れたり、そういったことというのはあり得ます。ですから逆に言うと提案権は私どもにありますので、提案するに当たっては、かなり今回は高額な財源が求められることでもありますから、非常に慎重を期してスタートに立ったということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君）　そういうことは全く私たちも理解、私たちというか私は理解しているつもりであります。ただ、何て言うんでしょうね、内部で検討している経過も含めて私は議員だとか町民に対してですね、早めに情報をいただくということは決してできないことではないと思います。それはまだ未確定だということを示しながらですね、大体こういう方向で動いているんだよというようなこともあり得る訳で、一度出たことを僕は修正したら駄目だとか、そんなこと思ってもいませんしね、町長の言うこともわかるし、私もこの職場におりましたから、それはよく理解できるけども、一方、よく見えない、町民の皆さんにとっては、やはり行政どうしているんだとか、議員はどうなっているんだとかということにもつながる訳で、フラストレーションが町民の中では高まる要因にもなりますのでね、今後においても、今、努力されるということでございますので、今後もそのようにお願いをしたいし、我々も受け止めながら対応をしていかなければならないのかなと思いました。

それでは三つ目にですね、平成30年度の一般会計予算案提案されておりますけども、議会の改革に伴うですね、議会基本条例逐条解説冊子の費用をはじめですね、改革を目指す基盤としての予算は一定程度認められているのかなと、提案されているのかなと理解しております。一方、現行の議会事務局兼監査委員事務局でありますけども、この職員配置につきましては、課長職の局長、係長、臨時事務員の3人体制でかなり以前から同じ体制であります。しかし今る述べておるように、従前の仕事に加えてですね、私どもが今、積極的に進めようとしている議会改革に伴う新しい業務といいますか事務が大きくもう既に増えておりますし、今後もスタートしたら増加することが予想されております。過日、議長を通して全議員の総意として、嘱託職員などの配置を要請しましたが、嘱託職員は無理だとの判断が示されました。そこで嘱託職員は無理としましてもですね、臨時職員の増員などの手法もありますので、臨時職員の増員等の事務局体制の整備が必要だと思っておりますけども、ご認識を伺いたいと思います。

○議長（上原豊茂君）　町長。

○町長（菊池一春君）　最初の答弁でも申し上げたとおり全体の行財政状況、それから仕事の分量等も含めて総合的に職員配置というのは考えさせていただいているというのはご存じのとおりであります。同時にまた先に総務課長の方から提案をさせていただいたように、職員の121名をそこで決まった人数ではなくて総体としてバランスをとりながら人事配置ができるような状況を作らせていただきたいという提案もさせていただいておりますので、それらを考慮しながら、私たちが今、議会事務局、監査委員事務局が2プラス0.5といった方がいいんでしょうか、2人のうんぬんでいくと現時点では私は増やさなければならぬという認識には立っていない。また2人プラス0.5で足りないという意見も議会の総意としては、そのようになるのかもしれませんが、私は今の局長、係長と臨職1名でやっていけると。そういう判断に立っています。

○議長（上原豊茂君）　山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君）　そういう立場に立っての私どもの申し入れが認められなかったなど。それは理解をしております。町長はご存じかどうかわかりませんが、地方自治法で行政が動いております。議会は教育委員会や選挙管理委員会や監査委員等と共にですね、特別委員会とされておまして、本来は事務体制はもちろん、予算などの権限が与

えられてしかるべき別の行政組織であります。役場の附属機関でないことは明白なことであります。町長が附属機関と言っている訳ではないですよ。そもそも町が議会に予算を付けてあげるとか、職員を置いてあげるとかという性格のものではないんです。もうこれは釈迦に説法だと思いますけれども、少なくとも町長は議会と十分協議の上、議会に限定して今話していますので、議会が必要とする予算や事務局体制の整備を行うというのが本来の姿だと思います。そういう基本に立って、事務局の現状を何度見直しても今の体制で足りているということにはならないかと思います。現行のですね、職員は頑張っていますよ。頑張ってくれていますけども、激務に結構追われている中で議事録等の事務処理等もなかなか大変な厳しい状況にある訳でして、自治法に留意した、今すぐということではなくても状況を見ながら対応を検討するという考えはございませんか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 先般、北海学園大学を会場にして森啓先生の土曜講座があって、私はそのパネリストとして登壇させていただきました。その時に和歌山県の県職員が財政専門の議会事務局員を配置すべきだという意見も出てまいりました。全国的にはいろいろな議論がございますけれども、自治法で言っている独立した機関の職員は現実的にそこが中心になって専任の採用体制をとれるかどうかということを含めていくと、大筋の流れとしては大体議会の議長と町長とが相談をして、そしてこのような人材でいかがなものかということも含めて慣例として今までそういう話をしました。それから管内の3市15町村で、町村、市は除いて、常勤の3名以上というのは遠軽と美幌だけだと記憶しています。その点で言いますと私どもの町はほぼ管内的にも平均的な状況の中で人事配置をさせていただいているということと私は認識しております。ただ今度、議会基本条例ができて、そして局長が退職された後の4月以降の中で事務的にも現実として足りない、大変だという状況があれば、それは改めて検討させていただくということになるのではないかなと認識しているところでございます。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） 私も今すぐですね、体制を強化してくれという質問をしております。今後、活性化に伴う事務量の増大等を見据えてですね、現状に照らして全体の調整者である、基本は町長ご理解いただいているということで今、認識しましたので、全体的な調整者としての行政の最高責任者である町長の今後の対応を期待しておきたいと思っております。

4点目です。二元代表制というのは、もうこれは何度も言う必要もありませんけども、住民の、投票があったかどうかは別としてですよ、選挙という制度を経て、住民の代表として選ばれる町長に代表される行政、住民の代表としての議員による議会、これが町長も先ほど言われたようにお互いにまちづくりを見据えて、時には激論を戦わし、時には協力調整し合ってまちづくりに臨む、これが二元代表制の基本だと思います。私どもは議会基本条例で言えば、全く条例に専門家は誰もいない訳で、10人は経験のしたことのない1年半の研修や激論、本当に激論でした。激論を重ねて条例提案にまでやっとかぎつけたというのが本当は実情なんです。やっとかぎ取りつきました。比べて町長公約であります自治基本条例は、私はまちづくり推進会議で検討されているとばかり思っていたんですけども、先ほどの答弁ではまだ職員の段階で検討しているということで、あれと思った面も

ありますけども、いずれにしても結果として現時点では、別に競争している訳でないですからいいんですけども、私どもの方の、こんなこと言ったら僕以外の人に怒られますけども、何て言うか、そんなにそんなに専門家でない、立法技術的に専門でない我々が何かかんとか今日の時点に立っているということでもあります。このような特殊な理念条例というと思いますけども、目標を掲げた条例なんですけど、理念条例は専門家である職員の能力を十二分に発揮していただいて、その上に立って町長が強力なリーダーシップをとって、進めていただいて結構なものだと思うんですね、私はそう思います。ひょっとしたらこの後あれですか、まちづくり会議とか、そういうステップをまた新たにしなきゃならないということもあるのかな、あれももっとまたちょっと遅れ気味なるのかなと心配しますけども、スピード感をもって、極力早く成案を提案すべきと考えますけどもどうでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） この10年の中で非常に情勢は混とんと変わってきているのが一つであります。私どもはできるだけ住民のある意味では代表と捉えています推進会議の中でこういったことが世論形成をされて、そして地域の中に浸透していくというのの願いを持ちながらも実施して、何度か時期尚早、そしてまたもう1回、この世論を形成をしていくべきではないのかということの答申もいただきまして、この3期目に入ってあらためて具体的にこの基本条例について検討していこうと。これが一つの特別委員会を設けたという、今年ですね、特に特別委員会を設けさせていただいて、数名の方で種々議論をさせていただいています。同時にまた職員も含めてこれらの意見を踏まえてさらに現実的な対応をどうしていかなきゃいけないのかということと今、行ったり来たりしているところが本当のところであります。もはや議論は必要かどうかということではなくて、やるんだということで、これは職員にも徹底してきたところでございますけども、一つ大きく変わってきているのは、まちづくり基本条例はご存じのとおり議会と町と町民が3本の柱で一つとして作っていくというのが大体全国的な先進地のベースでありますから、その点でいうと議会基本条例がまずは先立ちしたと。それを受けてですね、我々がそれでは3本の柱の1本が先に出ていったということからいくとですね、ちょっとスタンス変わってくるんじゃないかということも含めて現実的な対応をしていかなきゃならないというふうに思っています。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） ありがとうございます。町長今言われた、勘違いされないように再確認しときますけども、議会と行政が競争しててですね、私どもが先に走り出したことを誇って言っている訳ではありませんので念のために言っておきますけども、いっぱいいいっぱいです正直言って。住民参加条例の言及が町政執行方針の中にあっただと思いますけども、手短にお願いしたいんですけど、それが今、町長言ったスタンスの何か再検討とつながっているんでしょうか。手短にお願いしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 自治基本条例にすべきか。まずは手始めに住民自身が主権者として参加することを優先すべきかという今、分岐点に立っているところでございます。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） そうですね、町長というか、行政の認識はそういうことなの

かなと思っておりました。いずれにしましても住民参加条例にするのか、従前の基本条例にするのかはともかく、先ほども言いましたように専門家である法制執務に長けた職員の皆さまの知見を最大限フル発揮していただいて、町長のリーダーシップで早期に対応されることを願っております。いずれにしても議会も行政も条例化でひと息つく暇もなくですね、改革の実践の段階にやがて近いうちに入っております。それがスムーズに移行できなかったら、議会基本条例も行政側の条例も掛け声倒れになってしまいます。お互いにその愚は厳しく避けなければならないと思っております。そういう自分自身の自戒の念も込めつつ、二つ目の大きな質問に移りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長から発言があるそうです。

町長。

○町長（菊池一春君） 私もそういう認識に立っております。ただ私は自分に言い聞かせていることは、住民基本条例にしても、これは住民自治をベースにして、住民がまちづくりにどうやって参画し、そして主権者として、主体者として成し得るかという状況を作っていくということが基本にありますから、行政の専門家である行政のリーダーシップはもちろんでありますけれども、そこをやはり可能な限り大事にしていきたいというのが私の考え方でありますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） ぜひよろしくお願いします。

それでは大きな二つ目の質問に移りたいと思います。

町の施策や事業の決定と推進についてであります。

町政の中心的な施策・事業を決定し実施する主な流れや今後の取り組みについて伺います。

1、スポーツセンター建設事業を例に、発案から内部検討、公聴、事業決定までの一連の内容および自己反省とまたは自己評価、これ評価というのはプラスの意味です。反省と評価がありましたら、主な点で結構ですからお願いをしたいと思います。

2、人口減や少子高齢化が進行する中で大型公共事業を続けておきまして、日常生活に身近な施策を求める町民が抱く違和感をよく耳にしますけれども、町民の声にどのように向き合い、今後心配を払拭していくのか、対応をお伺いしたいと思います。

3、今の菊池町政は、多くの施策を実施し個々の戦術はあると思っておりますが、積極的に人口流入を図り町民の経済と生活を画期的に活性化しようとする大局観、あるいは戦略が弱いと感じておりますが、この見方に対するご見解を伺います。

4、限られた財源を有効かつ平等に使う政策を展開するためには、町民目線で事業の事前事後に施策を検討し評価するシステムの創設が必要でないかと考えますが認識をお伺いいたします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「町の施策や事業の決定と推進について」4点のお尋ねがありましたので、お答えをいたします。

1点目に「スポーツセンター建設事業を例に、発案から内部検討、公聴、事業決定までの一連の内容および自己反省と評価の主な点について」のお尋ねがございました。

スポーツセンター建設にあたりましては、国民の生命、身体、財産を守るための法律等

の改正が大きく影響しています。

ご存じとは思いますが、昭和56年の建築基準法改正を契機に新耐震基準が規定され、平成17年阪神淡路大震災の被害状況を受けての平成18年に耐震改修促進法制定を経て特定建築物の耐震診断、改修が促進されました。また、平成25年度には耐震改修促進法改正によって耐震強度不適格建築物の耐震診断、改修が強化されています。

一方では、議会からは耐震強度不適格建築物であったスポーツセンターの危険性に対するご意見もいただいていたが、施設の耐震改修等に関する事業への国の財政措置、すなわち交付金、補助金制度がなく対応に苦慮していた中、平成24年度経済対策の補正予算で学校施設環境改善交付金にスポーツセンターの耐震改修等が交付金対象施設に拡充されました。

このような背景の中、平成26年に耐震診断業務を実施し、12月には結果としてアリーナ棟のIS値の最低が0.04と倒壊の危険性が低い基準0.75以上と比較し、極端に低い数値となり建築の専門家や建築物耐震診断評価委員会の意見をいただいたところでございます。

長くなりましたが、ここまでが事業着手の背景でございます。

次に、平成27年1月13日、30日に全員協議会で耐震診断結果と建て替え整備の方向性を報告し、改選期でありましたので、私の3期目のマニフェストに「スポーツセンターの早期建て替え」を掲げました。

並行して教育委員会が中心となりスポーツセンター利用者懇談会などの利用者を中心とした団体等と意見交換を行い、基本構想を策定し、平成28年2月から7月に町内会、実践会を中心に基本構想と財政状況の説明を実施したところでございます。

平成28年度には基本設計業務を行い、基本計画3案を町民に説明したほか、広報、ホームページ、スポーツセンター、公民館に情報掲示、意見聴取や計画案の絞り込みを行い、平成29年に実施設計業務、解体工事を実施し、12月第4回定例会で建設工事に関する債務負担行為の議決をいただき、2月の臨時会で工事請負契約締結の議決により、最終的に事業決定されました。

この間、各定例会の一般質問、予算審議や議員全員協議会において多くのご意見、ご提言をいただき、また町民への説明は財政状況への影響も含め、基本構想段階で延べ43回、700名、基本設計段階で延べ71回、1,002名の延べ人数で人口の3割を超え、議員のご意見はもとより町民から出された階段位置の変更、ボルダリング壁の設置などの意見反映をし、同様の事業では過去に例のない丁寧な説明ができたと感じております。

2点目に「人口減や少子高齢化が進行する中で大型公共事業を続けており、日常生活に身近な施策を求める町民が抱く違和感をよく耳にするが、町民の声にどう向き合い心配を払拭するのか、今後の対応について」のお尋ねがありました。

私は、就任以来町民が主役のまちづくりを推進してまいりました。まちづくり推進会議をはじめ、夜間町長室、車座トークや団体、審議会等の会合への出席を重ね、職員は地域担当職員制度を創設し、町民の声、地域の課題に向き合い、施策を展開しているところであります。

町民の心配を払拭し、声なき声にどう向き合うか大変難しい課題ではありますが、執行方針にもお示ししましたとおり本年は、特に三つの柱を基本に進めてまいります。

一つ目は、身近な生活課題に向き合った町政の推進。

二つ目は、町の将来へとつながる町政の推進。

三つ目は、町民が主役の町づくりの推進。

この三つの柱を中心に議員がご心配されている町民の声にさらに耳を傾けてまいりたいと思います。

3点目に「今の町政は、多くの施策を実施し個々の戦術はあると思うが、積極的に人口流入を図り町民の経済と生活を画期的に活性化しようとする大局観、戦略が弱いと感じるが見解を伺いたい」との意見がございました。

議員からは過去の一般質問において町のキャッチフレーズも含め多くのご意見をいただいたところであります。

私の施策の原点は、工藤議員の一般質問でも答弁させていただきましたが、町の基盤である農業をしっかり支え、発展させ、福祉、教育を充実させていくことにあります。

「みんなで創る訓子府の元気づくり」をテーマに1期目では「できるところからすぐ実行」、2期目は「町民にやさしいまちづくり」、3期目には「すべての町民にやさしいまちづくり」を目標に掲げ施策を進めています。

まだまだ不足する部分はあり、議員から内向きではないかのご指摘もございましたが、さまざまな階層の満足度を高めることで、住んでいて良かったと思えるまちづくりが最も重要と考えています。

人口減少にあってもきらりと輝くまちづくりをするとともに、人口流入に向けては時期や経済状況を見極め、積極的な展開ができるよう準備、検討を進めてまいりますのでご理解願います。

4点目に「限られた財源を有効かつ平等に使う政策を展開するためには、町民目線で事前事後に施策を検討し評価するシステムの創設が必要と考えるが認識を伺います」とのお尋ねがございました。

町民目線での行政評価については、個別事業は各種審議会等で実施しているところであります。

また、総合的なシステムを導入している先進自治体の事例では課題も多いとお聞きしているところですが、本町においては第6次訓子府町総合計画の策定時のアンケート分析による事前、事後評価や平成27年度に制定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、この総合戦略は本年2年目を迎えた第6次訓子府町総合計画の前期重点プロジェクトと同様の内容にあり、産業界代表、金融機関、労働組合、教育機関、報道機関、住民代表、行政機関で「まち・ひと・しごと創生有識者会議」を組織し、計画、実施、評価、改善、いわゆるPDCAサイクルによる評価等を行っているところであります。

なお、町政執行方針の柱の一つに掲げさせていただいた町民が主役のまちづくりに向けた仕組みの中で検討が必要と感じております。

以上、お尋ねのありました4点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） 詳しい答弁をいただきましたけども、1点目については少し絞ってお話を聞きたいと思います。耐震のことがよく言われておりまして、ここに書いて

あるとおり耐震が基準を下回ったということは、私どももよく理解しております。もしです、大きな震度5プラスですか、大きな地震がわが町を襲ったら、スポーツセンターをはじめ、施設はもちろんかもしれませんが、住民生活に重大な支障をきたすですね、住民が住んでいる住宅そのものに甚大な被害をもたらすと思うんですね、だから防災という観点から言えば、スポセンも大事でしょうけども、もっと違う施策の優先順位があるんでないかと思って、私、今、直感的にですけども聞かせていただきました。そこで、それはともかく、この流れの中です、事業の流れの中で財政のですね、検討は当然された。町長も補助金が少ないという中でだいぶご苦労されたということが言われております。それで町長は前政権から引き継いだ時に、非常に財政が厳しいということをご認識されて、簡単に言うとはず、貯金を増やして借金を減らす政策に力を入れられました。この間、副町長の配置をやめてみたりですね、職員の給料を少し我慢してもらったりという中で実績を上げられたと思います。私はもうその点すごく理解して支持を、議員でなかったですけどね、支持をさせていただいていましたけども、近年、大型事業が続くと、僕らにもグラフが示されて、ここに持ってきておりませんが、大型事業を契機に将来に向けて貯めたはずの貯金がやや減りつつあるグラフの線になりまして、貯金が減り借金が増えるようなカーブを切るようになってしまっているはず。財政については後ほど西森議員が質問されているようですから、あれなんですけども、積極的に聞きませんが、それにしても、なぜこういう大きなエポックメイキングなかったです、耐震のことはありました。例えば町民から強く求められてスポセンを建てるとか、そういう動機がですね、あまり感じられない中に大きく財政の運営が変わった印象が強いんですけども、それをまた私だけでなくですね、町民のかなりの数の方が心配されております。スポーツセンターが駄目だというのではなくて、その財政運営について、大きく舵を切られたことについて、今後の事業の展開とも大きく関係しますのでお聞きをしたいと思います。簡単にお願いたします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 私のご存じのとおり基金の保有高が20億円を切っておりました。それを今、議員がご指摘のとおり、大体40億円を見ました。しかし基本的には30億円少々、35億円を一つの基準、ボーダーラインとしながら基金を保有していくということ。何度か説明させていただいてはいますが、状況によっては緊急度の高いものやいろいろ含めて時間的に財源の大幅な確保をしていかなきゃならない事業も当然執行者としてはあり得ることです。それは例えば、幼稚園・保育所の一元的な対応が必要だという情勢を判断させていただいた。同時にまたスポーツセンターの、先ほど申し上げましたように0.04というIS値が極めて重要な危険性を持っている建物だということをもそのまま看視する訳にはいかないという判断の中で行政はその必要で決断をさせていただいて提案をさせていただいた。そうなった時に財政状況を我々は今回の議会でも提案しておりますけども、できるだけ一時的に基金の確保が少なかったり財政的に下降の状態があったとする。だけど基本的には5年、10年のスパンでいくと貯金と借金の返済、借金をするということのバランスを取っていかないと駄目だということは承知の上での決断であります。ですから今回の補助金の1億数千万円の10%補助だと。この少ない中で財源的にどうするか。そうするともう過疎債に頼るしかないでしょ。過疎債は7割の交付税措置があ

ります。これは将来的には返ってくるということでいくと、有利な財源だということで決断してもらいました。それから住宅債であります。これは交付税措置がない。だからそういった不利な借金のものについては前倒しして返させていただくと。そういうバランスをとりながらですね、財政運営をやっつけていかなきゃならないという認識の中で進めているということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） 町長の説明は一定程度理解をします。理解できます。ただそれがですね、町民に伝わっていないんでないですかという心配をしている、町民も心配しているんですね現に。そのことに十分留意していただきたいというのが私の質問の趣旨であります。それでは3点目に移りますけども、今年の執行方針を何度か目を通させていただきましたけども、住民が幸せになる地域づくりを目指すんだと。その手法の一つとして地域資源の再発見や可能性を引き出して利活用して外からみて魅力のあるまちづくりに取り組むということであります。このことは先ほど午前中、工藤議員からも質問ありました。そして回答でもここにあります。町の基盤である農業をしっかり支え発展させることに主眼を置くと。これはもう産業の中心は農業ですから、このことに全く異論はありません。ただ農業をしっかり支え基盤を整備していくことは大事ですけども、そのことで人口に直接跳ね返るとはどう考えても私は思えないんですね、私は人口というのは減るのは仕方ないと思っています。転出する人の理由は切実なものがありますし、社会減もあります。学生になって出ていく方もいます。それはしょうがないんで、少しでも転入者を増やす政策ができないか。それが町の力をつけて、ひいては産業を強くして人々の新しい活力、生活の安定、安寧につながるんでないかと思っています。だから人口政策を先に打ち出さないとジリ貧になるんでないかなと私は思っております。それで工藤議員への回答、そして私へのこのまたおさらいした回答を見て、ああやっぱり方向性というか考え方違うんだなど、あらためて再認識した訳であります。それでここにある地域資源というのは、私は実はこう思っているんです。町長が長い間、3期かけて積み重ねられてきたいろいろな事業ありますよね、ソフトもありますハードもあります。これが既に地域資源なんでないですかと。ここにあるように、資源の再発見や可能性を引き出し、利活用し、外から見ると云々とある。こんな回りくどい言い方をしなくても目の前に町長が努力して積み重ねてきた諸施策があるんじゃないですか。それを前も言ったんですけども、統合的に事業をリンクしてパッケージにして訓子府はこういう町だとして外に売り出すべきでないかと私は繰り返し言っております。町長のやってきたことはたくさんいいことあって評価もしていますのでね、それは外に誇れると思いますよ。たくさんあります。いちいち言ったら時間ありませんので、そういうことをインターネットの時代ですから使って発信してほしい。その一つに、子育て教育の町宣言はいかがですかということは何度も言っていますね。これはパッケージが前提です。パッケージして町のイメージを積極的に発信する。どうでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） あらためて地域の課題と我々が進めてきた施策を一つのパッケージにして、新たな発信をちょっと山田議員が前に、去年かなんか言った時の標語忘れちゃいましたけど、ああいうことも含めてやっていく必要があるのではないかというのは、

ある意味では、そのとおりだというふうに思っていますので、あらためてこれもまちづくりの3本の柱で申し上げた3本目も含めて住民の中であらためてお互いに確認し合いながら次のステップへ行く時期にきているのではないかなと思いますのでご理解賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） 私はすぐネーミング好きでつけて笑われていますけども、前にお話したのは違うんですけども、例えばですね「訓子府愛降る子育て学びの町」と勝手に、今日の時点ですよ、この愛はもちろん子育てや教育に通じる理念です。降るは星が降るでもいいし、たくさんという意味ですね、あと英語のFULLでもいいんですけども、たくさんあるという意味であります。こういうようなパッケージの中で宣言してはどうかかなと思っておりました。でも町長、全体的に検討されるということで今日は受け止めておきたいと思います。

それではですね、次に、四つ目なんですけども、さまざまな代表委員を中心とする公聴広報はやっている。それはもう町長は歴代の町長の中でやってらっしゃると思います。町長のこれ持論というか姿勢だと思って、それは評価しておりますけども、代表的な方の意見を聞いている訳ですよ、だから私は直接的に町民の皆さんからお声が届くような仕組み。昔で言えば徳川綱吉が目安箱なんてやったって習いましたけども、あんな類でしょうか、直接町民が意見を行政に届ける仕組み、だけど平等にしなきゃならんから、アンケート方式ということなのかなと私は勝手に思っています。そうすると意見が直接、自由に届く。だけどこれ事業ごとにやっていたら大変ですよ、そんな余力はありませんので、1年に1回とか2年に1回、節目に町民の、平等にですよ、言いたい人だけが言ったら、声の大きい人の意見だけが通ってしまいますから、そうではなくて、そのような仕組みをちょっと描いていましたけども、これはこういうことやっていてところあまりないと思いますけども、ここまでやりきったら町長が言っている町民主役のまちづくりの完結編になりませんか、いかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 今ですね、企画財政課を中心にまちづくり推進会議の議論を先ほども申し上げたように、していると。私の頭の中ではですね、一つの制度を、評価制度というよりも住民参画の制度をちゃんと位置付けるべきではないかと。少なからず予算の提案と説明の2回、それは説明という前に町民がどんな予算を求めているのかということも含めた参画のシステムを作っていかなきゃならないだろうと。それからもう一つは町民がさっきの実践会、町内会単位でという話をしましたけど、そういう意見とですね、きちんとマッチングして、それを吸い上げて、あるいは評価していただくというようなことの仕組みができればいいなと。それがもし制度として出来上がったら、僕はまちづくり基本条例なんていらぬなというふうに思っています。ですから、含めてですね、今、非常にいい時期に来ているということですから、このままちょっと見定めていただきたいと思ます。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） 最後の最後にきてですね、何か私の思いとストーンとくる答弁があったなと思って喜んでいるんですけども、名前はともかくですね、町長言ったように

住民が参画して意見を述べて、その意見を元にして行政なり議会が活性化していく、まちづくり全体が動いていくという点では、全く同感でありますので、町長、今、積極的なことを表明されましたので、多少時間がかかるかとは私も理解しておりますので、ぜひその方向で検討を煮詰めていただきたいと思います。

私はこれで質問終わりたいと思います。町長何かありましたら、駄目押しかもしれませんが手短にお願いします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

あと1分です。

○町長（菊池一春君） 期待に応えられるように努力してまいります。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） 終わります。

○議長（上原豊茂君） 10番、山田日出夫君の質問が終わりました。

ここで午後3時10分まで休憩といたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時10分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、4番、堤三樹磨君の発言を許します。

堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 4番、堤です。通告書に従いまして質問させていただきます。

1点目と2点と分けて行いますのでよろしくお願いします。

受動喫煙防止対策についてお伺いいたします。

多くの人が利用し、町が管理する施設において、受動喫煙防止対策がどのようにとられているかをお伺いいたします。

1点目、小学校、中学校を含む公共施設における、禁煙・分煙対策の現状についてお伺いいたします。

2点目、4月にも法制化されると思われ「受動喫煙対策を強化する健康増進法改正」につきまして、町としてはどのように考えておられるかをお伺いいたします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「受動喫煙防止対策について」のお尋ねがございましたのでお答えをいたします。

まず、1点目の「小、中学校を含む公共施設における、禁煙・分煙対策の現状」でございますが、主な施設で申し上げますと認定こども園、児童センター、子育て支援センター、各小中学校、給食センターは敷地内、建物内とも禁煙。

公民館、スポーツセンター、図書館、歴史館、温水プール、スキー場管理棟、野球場、農業交流センター、温泉保養センター、消防庁舎、総合福祉センターが建物内禁煙。

屋内ゲートボール場、役場庁舎につきましては、喫煙室を除き建物内禁煙の分煙となっております。

2点目の「受動喫煙対策を強化する健康増進法改正について町の考え方について」でござ

ざいますが、現行の健康増進法第25条では、受動喫煙とは、室内またはこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいい、学校や官公庁施設など多数の者が利用する施設を管理する者は、これを利用する者について受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならないと規定しております。

また、厚生労働省は、受動喫煙の対策の基本的な考え方として、次の三つを掲げています。

一つ目は、受動喫煙が他人に与える健康影響と喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において「望まない受動喫煙をなくす」こと。

二つ目は、「受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮する」こと。

そして、三つ目は「施設の類型・場所ごとに対策を実施する」ことの3点を基本的な考え方としております。これらの点を骨格として法の整備が進められ、本日、閣議決定されたところであります。

情報によりますと、東京五輪、パラリンピック開催前の2020年4月に施行され、医療施設、小中高、大学等や行政機関は、原則、敷地内禁煙とされておりますが、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場合に、喫煙所の設置を認めるなどの内容になるとお聞きしております。

本町が管理する施設においては、改正される予定の法令に基づき、受動喫煙対策に適切な対応をまいりたいと考えております。

以上、ご質問のありました2点についてお答えいたしましたので、ご理解を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） まず最初の1点目の小中学校における公共施設の分に対してお聞きいたします。現状1点目にまず公民館なんですね、公民館の入口に灰皿を置いているという状況で、確かに施設内は禁煙だというお話で十分理解するんですけど、どうしても声として、やはりあそこでたばこ、つまり出入口のところで喫煙状況になっているというのを数名の方が「やはり美観的にもあるけども、通る時に煙をどうしても浴びるよね」というような声、それがきっかけでありまして、今回こうちょっと質問させていただこうかなと思っております。そこら辺あたりが確かにこういうような区分しているという話ですけども、あともう1点、今、建設中のスポーツセンター、これ竣工、終わりました時点でどのような状態に作られていく予定であるかについて、ちょっとお伺いしたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋 治君） ただいま、公民館の入口における喫煙の状況についてですね、ご質問がありました。議員おっしゃりますとおり公民館にいたしましては一斉に分煙された時にですね、館内禁煙ということで利用者の皆さんにご協力をいただいておりますが、中には喫煙をされるということもありましてですね、いろいろと入口ということで大変ご不便をおかけしている部分がありますが、屋根のないところで喫煙をされるというのでは厳しいというご意見もございまして、入口で今、灰皿を置いているような状況でございます。ご指摘の部分につきましてもご理解しておりますので、今後何らかの形で対策を取っていかなきゃならないなと考えております。

あと新しいスポーツセンターにつきましては、喫煙所については設けておりませんので、ただこれにつきましても、どのような形でたばこを吸われる方もいらっしゃいますので、どのような形でいくかはですね、また今後いろいろと対策を考えていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 今お話いただきまして、私の方からはオリンピックに向けて今度、法改正されて、ある意味で厳しくなりますよという話で、それに対する答えを求めてたんですけれども、平成15年から厚労省の方の健康局長通知ですとか、旧通知という言い方ですか、それとか受動喫煙防止対策について、努力義務までいかないですけれども、努力、そういう通達があった。平成17年にも同じように世界機構に対するものあり、21年に旧通知が解消するんですけれども、受動喫煙に対するという中で、対する職場における受動喫煙対策に対する検討会等設けて、それに対する指針報告があったという、今回、法定化される前に、法令化というよりも、そういうのがあった訳ですよ実際に。そういう通達がおそらく来ていると思うんですけれども、そこら辺に対する検討されてきた結果が今の現状だということによろしいのでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 回答の中でも申し上げましたけども、現行の健康増進法25条の関係で申し上げますと、これはあくまで努力義務と。努力と。努めなければならないという規定になっております。ですから特別な措置、努力ですから、するしないというのも当然出てくるかと思えますけども、ただ、今、堤議員からそうした通達、それから最近では平成22年にも受動喫煙防止対策についてということで通達来ておりますけども、その中で今お話ありましたように、職場における受動喫煙防止対策についてというようなことですね、それぞれ行政機関等でも措置しなさいというようなことがきていますので、それに伴いまして公民館でも館内禁煙ですとか、役場庁舎におきましても屋内まだ全面禁煙にはしていませんけども分煙という形で対策を取っているということでもありますのでご理解いただきたいと思えます。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 私もこれ正直昔たばこを吸っていた人間ですし、こんな質問したら喜ぶ人ほとんどいなくて、恨まれるぐらいかなと思っているんですけれども、確かに町にとりましてもたばこ税ですとか、3,500万円近くですか、その税収も入ってきますし、大きいですけども、やはりたばこ自体、いろいろなものの通知の中でもあります百害あって一利なしという状態のもの、そういうものに対してやはり法的、今、努力義務と、努力という形で終わらせましたけど、やはりこういうものに対しては、ある意味ではやはり特に行政等含めて関心を持ち、進めていくべきものではないかなと私は思いますものですから、民間、一般までということになると非常にあれですけど、通知が出てからそれに対応するという姿勢よりも、むしろこういうような世間状況といいますか、そういうものを含めると、やはり少し検討されていくべきものじゃないかなというふうに思います。確かにたばこ自体ですね、特に小中学校、自分の経験からいきますと、やはりたばこに関しては大人が吸っていることもある。それに対してやはり背伸びしたり、仲間同士こう不良じ

やないんですけど、仲間外れにされたくないというようなこともあったりして、いろいろな面で、そこではじめて吸いはじめると。最初は決しておいしいものじゃない。でもそれでいってもう高校出たぐらいにはもうぱっと気付いたら1晩3箱ぐらい吸っているぐらいのヘビースモーカーに変わっちゃうんです。すいません。それでなぜ言うかという、これもし環境的にですね、許せば、やはり例えば大人の方でもし喫煙というものがなくなれば、ただ訓子府だけがといってもね、高校とかまた北見とか行っちゃったりなんなりしてれば、またあれでしょうから、そういう部分で難しいのかもしれない。でもやはりそういう姿勢、大人の方からとっていかなければ私はやはりいけないんじゃないかな。そして福祉、いろいろなものを考えて健康増進も含めて行政姿勢の一つとしてもやはりそういうものに対して取り組みをしていくというよりも、はっきりと明言して取り組みますというような姿勢を向けるというのが必要じゃないかなというふうに私は思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 本日、政府の方で閣議決定された健康増進法の改正法の方ではですね、こちらの方では、いままで努力義務でしたけども義務化されるというようなことになると思います。施設でそれぞれ受動喫煙対策をとらなければならないということになっていると思います。ちょっと詳しい内容はまだ今のところきておりませんのでわかりませんが、また罰則規定も今回、過料という形で罰則規定も設けられるということで、かなりその辺は厳しくされると思います。ただご存じのとおり各党です、例えば今、葉たばこ農家自体も6千戸近くあると。それから、たばこの販売業者の方たち、そういったこともありますので、全面的に禁煙にするとか、そういうことはちょっと難しいのかなというふうに思います。ただいま本町で3千万円台のたばこ税と言っていましたけども、全国的には2兆円台のたばこ税がありまして、交付税の財源にもなっているところがございます。ですから健康面だけのことで言えば本当にたばこ、禁煙するのが望ましいとは思いますが、実際そうした事情もあるということで今回、健康増進法の方も当初よりも若干緩い形で改正されるんでないかというようなこともお聞きしておりますので、その点ご理解いただければと思います。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） おっしゃっているのと、難しいのも、難しいというのは例えばここだけはいいかもしれないけど、民間も含める話も今度出てくると思います。そういうのも含めればやはり難しさもあるのかなというふうには私も思うんですけども、隣町の方、置戸町さんですね、これも実はちょっと言われてからちょっと向こうにお聞きしたんですけども、実際に置戸町の公共施設の禁煙対応ということで、数年前から禁煙に対しては検討してきたと。今実際どういうふうになっているかという、去年からも既に役場職員自らは禁煙、勤務時間中は禁煙、そして施設内、当然禁煙も含めて、勤務期間中は禁煙とすると。これ役場職員自らの検討において決めたというお話です。そして昨年暮れから住民説明会を開いて、理解をしてもらおうという意味で、禁煙理解を深めていると。当初うちと同じようにして役場庁舎の方ですけど、役場庁舎の方に灰皿を置いていたらしいんですね、あれをやはり来庁者のことがあるということも含めて、そこまでいけないけれども、裏側に設置するという方向において、面前からは外すという形に、そういう対応をしますと。

ですけれども今年7月までいろいろ検討していった、そのものいいかどうか、できるのであれば全面撤廃したいと。敷地内もしたいという方向の考え方のようです。これちょっとハードルが高いのかなというように話もされていましたが、とにかくそういう形の中で公共施設に関してはもう指針的にそういうものを示すものは禁煙しましょうと。これ職員同士が申し合わせるといいますか、検討し合って、そういうふうに決めていったというふうなお話でお伺いいたしました。当町もちょっと気にはなる。確かに難しいんですけどもね、やはり自分たちはそれで我慢ということでもいいのかもしれない。町内の方々がおいでになった時には、やはり吸う場所ないのか、どうのこうのという話になるかもしれない。だけどこれは一つの今回きっかけも含めてやはりある程度そういうものに対して取り組み姿勢をみせていくという、先ほど課長の方から答弁ありましたけれども、確かに今度の法改正、おそらく緩いかもしれないんですけども、緩いというのは罰則規定、確かにあるけれども、例外が多いんですよ、確か国の体制の中においても、国別で言えばオリンピックに対するための禁煙の対応措置として、イギリス型と韓国型の併用するような仕方、つまり例外、部分的には認めるよというの韓国多かったと。でも敷地内は韓国も禁煙にしてたはずなんですよね、ですから確かに日本のさらに緩くなっちゃうんでないかと。塩崎さんでしたか、前の厚労相のあの方あたりが、いやいや世界にちょっとはずかしいような内容だなというようにことをちょっとぼそつと言ったという話も聞いております。ですので確におっしゃるようになりますが、もう少しこの指針がくるよりも、いや私の意見ですから、行政の方としてはその必要性がないとおっしゃるんでしたらあれですけども、やはり情勢、周りの情勢も含めて、もう少し踏み込んだ形で、こういう受動喫煙対策っていうものを取り組むべきじゃないかなと。指針が出てくるだけじゃなくて、取り組むべきじゃないか、くどいんですけど思うものですから、いかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 今回の受動喫煙防止を強化する健康増進法の改正というのは禁煙法ではなくて受動喫煙の防止という観点でございます。禁煙についてはまた別の観点で今、健康対策として進められているかと思っておりますけども、全くちょっと観点がちょっと禁煙対策の法改正ではなくて受動喫煙防止という観点での法改正でございますので、その点、今回、一定程度のやはり喫煙されている方たちにも配慮した形での法改正というふうにもお聞きしております。現実にはうちの役場庁舎に出入りされる方でも喫煙される方もいらっしゃいますので、その方たちを全く無視した形で対策をとるとか、そういったこともとるべきなのかどうかということもこれから検討して対応してまいりたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 検討ということで、検討せざるを得ない状況になると思っておりますので、くどいですが、先ほど言っています閣議決定したというお話でしたけれども、私ちょっと知らなくてごめんなさい。そこでやっぱり出していたのは確か学校や病院は当然だけ行政機関でも原則敷地内禁煙と。原則っていうの付くんですよまだね。それでも禁煙という形で、それに対する罰則規定も最高50なんだかっていうんだったかな、ちょっとごめんなさい、そこははっきりわからないんですけども、そのような形で、少なくとも今、現状、公民館前の灰皿設置なんかに関しましても、喫煙場所という設置をする。案内板をつけるというのが義務化されてきているはずなんです。もしそういう分煙と

して位置づけたとしても。それに対して措置をしないものに対する罰則規定も確かあったというように思います。これは特に民間のそういう施設等に対してのもののように思いますが、当然公共に関しては本来、原則ですけれども敷地内禁煙というのが今回決まってきたという中で、私、確認してないんで申し訳ないんですけど、だということ踏まえた上でもう一度ご検討いただくなりなんなり対応を考えてくださればなというふうに思いますのでよろしくお願ひしたく思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 今、総務課長の方から閣議決定されたということでもありますけども、いずれにしても受動喫煙対策として7日の昨日の道新にも水曜討論って形で日本肺がんの患者連絡会代表の長谷川さんと自由民主党の厚生労働部会の橋本部長が意見として出ているのは事実であります。とりわけ受動喫煙についてはもう税が収入になるだなんてことは論外ではないのかという主張の仕方も含めてですね、これは具体的にどこまでもっていけるかと。しかも今度は罰則規定を設けられたと。喫煙者については30万円以下の過料をかけられる。施設管理者は50万円以下の云々ということですから、国の方向としては2020年度のオリンピックに向けて、おそらく議員がおっしゃるような、そういう方向で進んでいくだろうというふうに見ております。いずれにしても私は個人的には全面禁止の方がいいと。公用車ももうたばこをやめようという考えくらいは持っていますけれども、なかなかこれは難しいです。いろいろな考え方がありますので、しかし状況の流れの中ですと、できるだけ町民の健康に配慮した中でこういった施策を具体的に前へ一歩一歩進めていかなきゃならない。当然この時期にきているというふうに思いますのでご理解いただきたいとします。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 今の回答、よろしくお願ひいたします。吸う人も町民ですけど吸わない方もたばこを嫌う方も町民におられますのでよろしくお願ひいたします。

続きまして、入札についてお伺ひいたします。

当町の入札制度について現状をお伺ひいたします。

1点目に、一般競争入札と指名競争入札との執行割合および入札を行わない随意契約によることができる理由と状況について伺ひます。

2点目、最近執行された「スポーツセンター建設工事」に関わる特定建設工事共同企業体による指名競争入札を例とし、業者選定から契約履行までの事務の流れについて、お伺ひいたします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「入札制度の現状について」2点のお尋ねがありましたのでお答えをいたします。

1点目に「一般競争入札と指名競争入札との執行割合および入札を行わない随意契約によることができる理由と状況について」お尋ねがありました。

まず、競争入札の執行割合についてでございますが、本町においては、一般競争入札は導入しておりませんので、指名競争入札が100%となっております。

随意契約によることができる理由につきましては、予定価格が契約の種類に応じ、訓子府町財務規則に規定する額を超えないもののほか、性質または目的が競争入札に適しない

ものなど、地方自治法施行令に掲げる場合に該当するものについて、随意契約することができます。また、随意契約の状況は、消耗品の購入、軽微な修繕工事など、件数としては、非常に多い状況となっております。

2点目に「スポーツセンター建設工事に関わる特定建設工事共同企業体による指名競争入札を例に、業者選定から契約履行までの事務の流れ」について、お尋ねがございました。

昨年12月に、格付等級Aランク以上で、かつ当該工事に係る監理技術者および国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得る旧北見市の業者で、町内の大型工事の受注経験のある業者5社を特定建設工事共同企業体、この後は共同企業体と申し上げますが、共同企業体の代表として選定し、予備指名を行いました。

その際、共同企業体の結成に当たっては、2社以上4社以内、許可業種が建築に属し、町内に主たる営業所を有する者、また、町内業者と構成することができない場合は、置戸町、次に北見市内に主たる営業所を有する者との組み合わせとなるなどの条件を付しました。

5社から入札参加資格申請があり、同月26日の指名委員会で有資格審査を行い、共同企業体として登録。

その後は、通常の指名競争入札と同様の流れとなりますが、1月9日に指名通知、同月30日に入札、落札した共同企業体と仮契約を行い、2月5日の臨時町議会で工事請負契約の締結について同意をいただき、本契約を締結したところであります。

以上、お尋ねのありました2点について、お答えをさせていただきましたので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） まず今回、説明を求めるといいますか、質問させてもらうのは基本的に私も不勉強だということと合わせて、この入札に関しては、やはりちょっと思うところがある方々もいらっしゃるようによちとお聞きします。それに対してそれなりにこういうものに基づいて行政としては対応してるんだということを確認させていただくことによって、そこに対する誤解を解くことができるのかな。私も勉強させていただきたいという趣旨でちょっと質問させていただきたいという部分でございます。ですのでちょっとないことで触れる部分もあるかもしれないんですけど、そこら辺はちょっとご勘弁いただきたいと思うんですけど、まず確認したいことの内容として、国といいますか官庁の発注案件は会計法、基づく29条の3ですか、の規定に基づいて、ここそれからなっているというふうに。訓子府町は財務規則と、昭和39年設定の基本として、この元となるのは地方自治法や自治施行令ですかのなんかかなというふうに私は思っているんですけど、そういうことでよろしいでしょうかというふうに思います。そのそういうことをベースにできているんだということをやちと確認したいんですけども、それと合わせてですね、訓子府町の財務規則ならびにその運用に当たってはですね、たびたび総務省、国交省あたりからいろいろ各自自治体への通達であったりですか、決定事項のあれで内容があると思う。指針なんかの適正化指針なんか出されるのあったと思うんですけども、そういうものに対してそういうものに準じながら対応し変遷しているという形をとっているのかどうかをやちと確認したいと思うんですけども。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） ただいま、堤議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） そうでありますと、ちょっとこれも確認したいんですけど、地方公共団体における調達に関しては、その財源が税金によって賄われるため、より良いもの、より安いものを調達しなければならない。これがまず基本だというふうに思っておりますけれどもよろしいでしょうか。

そして、よって、地方公共団体の発注の際は、不特定多数の参加者を募る調達方法の一般競争入札が原則とされている。原則ですよ、原則という形で表記があると思いますけれども、という解釈でよろしいでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 原則としては、そのとおりだと思います。それから品質が確保されるものということも加えられるかと。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） いや、確認だけさせていただいた上でお話ししたいと思いますので。

ちょっとあちゃこちゃ飛んだりするかもしれないです。ちょっと手順わからないので、あれなんですけど、指名競争入札に関して、入札に当たりましてですね、入札方法ですとか審査基準は審査会を開き事前決定、指名基準も、先ほど5社指名とか、そういうのありましたけども、そういう当町に関してもどういう形をそれとられているか。つまり審査会の構成とか、そういう透明性とかはどういうふうになっているかなという点でお聞きしたいんですけど。これちょっと一文、かつ町長が別に定める基準というのもちょっとあったものですから、どういう形をとられているか教えていただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 町におきましては、請負入札参加資格者審査および指名等に関する規程というのがありまして、指名委員会というのが設けられております。指名委員会において審査するというごことでご理解いただければと思います。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 今ありました、申告に基づくものだというふうに思うんですけど、そうするとその時点で、等級別発注制度という言い方がいいんでしょうか、企業規模、つまり大きさですね、会社なんかの大きさだとかランク、等級ですとか、そういうのも含めて名簿登録されていく。その審査に対しても審査会が行うということでもよろしいんでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） そのとおりでございます。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） そうしますと、その中で財務規制第89条の指名競争入札、参加者指名は3名以上、町長が指名、指名っていうふうに書いてあった、読まされたんですけど、これもでも3名以上の指名は、これは審査会が行うものですよ。そして、かつ附則で町長がというふうに書いてあったと思うんですけど。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 今89条の関係でしょうか。町長は3名以上指名するという

のは、3社以上指名するという意味です。

○4番（堤三樹磨君） 3名で3社。

○総務課長（森谷清和君） 3名で、規定は3名になっております。で、3社という。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 細々とくだらないことを聞いているようで申し訳ないですけども、ちょっといろいろ確認していきたい部分が多いものですから、それと今、現状の進め方ですね、お聞きしたい部分なんですけど、以前は入札に先立って参加者が一堂に会する現場説明会というのがあったと。当町はない。つまり電子入札とか郵送とか持参、持ち込みですか、いわくは談合防止のために開かないというふうに聞いておるんですけども、そこら辺、当町はどのようになっていますか。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） それは工事のものによっては現場説明もあります。

○4番（堤三樹磨君） ものによるものとは。

○総務課長（森谷清和君） その工事の内容といいますかね、現場を見なければわからないようなものといいますか。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 基本的に今、現場、昔のように集まって現場説明会という形はとられていないということですね。ものによってはあるか。はい、すみません。

それでもう一つ、もう1点、同じような質問で申し訳ないですけど、2005年からですね、公共工事の先ほどちょっと課長も言っていた品確法というんですか、品質確保の促進に関する法律、品確法に基づいて、単純な価格評価から価格以外も考慮する総合評価方式というのを取り入れられていると思うんですけども、それに対して当町の方はどのようになっているかの部分で。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 本町の場合は、総合評価方式は取り入れておりません。通常、一般競争入札なんかでよく取り入れていると思うんですけども、本町の場合については、取り入れてないことになっています。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 小出しで申し訳ないですね。今は地域貢献とかいろいろな部分が大きく騒いでいるものですから、そこら辺に対しての部分にかなりうちの町の企業等も一生懸命やっている部分もあるようですのでどうかなと思ってちょっとお聞きしたんですけど、それでこれからちょっと嫌味なんですけどもね、かつて地方自治体自体の入札制度の主流であった指名競争入札は、私が言っているんじゃなくて書いてあるものがあったということで、入札は当然、例外は認められているが、地方自治法、会計法でも最も競争性、透明性、経済性等に優れた一般競争入札を原則として掲げていると。また、近年においては、指名選定基準等に明確なルールがなく、発注者の恣意性、つまり発注者の意図ですね、等を問題視する事例も少なくない。公募型や今は公募型ですとか、工事希望型、指名競争入札や条件付きの一般競争入札を導入する動きが活発になってきている。言い方を変えると指名競争入札は少数例外となってきた。その指名競争入札が先ほどもちろっと触れましたが、官製談合等の温床になっているという指摘があり、それに対する通達等も

あったと思いますけど、このような指摘に対しては、当町の方としては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 一番最初のご質問にございましたけども、入札につきまして是一般競争入札を原則ということでございますけども、実際のところですね、一般競争入札にも公募型ですとか、先ほど言いました総合評価型、地域限定型など、いろいろな方式あると思います。いずれにしろですね、一般競争入札は非常に事務的に繁雑といいますか、時間もかかるというようなこともあります。そうした専任体制というか、そういうものがもう整っているようなところでは一般競争入札なんかも導入しているところもあると思います。ただ町村の多くはですね、ほとんどそういう専任職員、配置できるような状況にございませんので、今ほとんどが指名競争入札を導入しているということで、どういった論文なのかわかりませんが、そういったことでほとんどで指名競争入札を導入しているというのが実態かというふうに私どもは認識しております。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） これちょっと正直言うとやはり国交省ですから、そこら辺、総務省ですとか、そういう部分の要素が大きいので、そういう表記があるんだと思うんですけども、それでちょっと地方の状態と合わないというお話だと思うんで、そういう意味での説明だというふうに解釈いたしました。

ちょっと方向替えまして、予定価格に対してちょっと教えていただきたいと思いますが。予定価格は決定するに当たって、つまりこれ入札の上限といいますか、そういう形になる数値、もしくは審査資格等に、審査資格というか、入札するための業者選定の基準になってくるためのものになると思いますけど、その算定方法に対しては、積算基準ですとか各資料等に基づいて積算して契約担当官が積算額、積算された額に基づいて予定価格を決定する。積算額イコール予定価格になるという形だというふうに解釈しております。積み上げ方としては市場価格方式、いろいろ原価方式とかあると思うんですけど、当町もそのような形をとられているのかどうかを確認したいと思います。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 本町の場合につきましては、工事の積算を行いまして、それをもとに町長が予定価格の方を決定しているということでございます。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） そうすると契約担当官イコール町長というふうに考えればいいということですね。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 今、国の方のお話だと思いますけども、契約担当官を置いているという自治体についてはないと思いますけど。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） それで予定価格に対しての取り扱いなんですけども、保秘って言うんですか、ちょっと世間的には一時確か予定価格の事前公表をされていた時期が訓子府の場合はあったか、ないかだけ教えていただきたいんですけども。それによって、それを避けるために厳重な密封保管をされているというふうな形で、当町も同じようにそうい

う密封されて入札の際に臨むということでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 予定価格については、事前公表というのは例外的といいますか、通常は予定価格の公表というのはいないんですけども、予定価格の事前公表要領というのを定めておまして、その中で公表の対象とする工事については、予定価格の額によって応じて定めております。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 小さいものもありますからね、はい、わかりました。とりあえず大きな大型のものは秘密保秘されているというふうに思いますので、そういうことだと思ってお聞かせいただきました。

また同じく予定価格自体の算定方法なんですけども、これも地方の方の読み方だというふうに思われたらあれなんですけど、予定価格の決定に応じては、これもこういうので見た部分なので、ちょっと地方と違うよと言われるかもしれないんですけど、本来、予定価格自体が月ごとに調査してたりですとか、そういうふうに資材単価とかいろいろなものを含めて、労務単価もそうなんですけど、基準になっている、やはり中心的には大手ゼネコンさんの資材を買うにしても大手ゼネコンさんが一次卸から購入されている形の単価というのが基準になっているというふうな、この文章では書き方があったんですよ、そして中小、特に地方なんかのゼネコンに関しては、買い取りが二次、三次卸からの調達がいるその問題のところも含めてのがどうしても多くなるということで、そこら辺の問題が出るというふうに、そこでは書いてあったんですけども、当町に関して予定価格の決定に当たって、そこら辺に対する、つまり入札額に対する地元の業者等の対応が不利にある状況とか、そういうのはないような何かされているというのはございますか。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） 設計単価につきましては、いろいろ何回も答弁させていただいていますが、あくまで道の基準ですとか、国の基準に基づいて、労務単価も含めてやっていますし、資材につきましても、その地域、その地域の、これは同じ資材でも東京の価格と北海道の価格って、また変わってきますんで、そこら辺は地元でも十分調達できるような価格設定にはなっているというふうに理解いただいて結構だと思います。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） そういうふうに配慮されてて、配慮でないですね、そういう部分での公平性を保ちながらやっているんだという単価決定、設計単価、それイコール予定価格までいっているんでしょうけども、イコールというふうになっているんだと思います。ただちょっと気になったのはですね、今回のスポーツセンター、1回目、入札、不落であったと。全社揃って予定価格以上の札入れであったということ。2回目で2社でしたか、それを下回る形になっていましたし、最低価格まで達するようなあれではなかったですけども、なったという入札、合わせて、これ戻ったら怒られるかもしれない。こども園の入札に関しては、ここら辺の部分が価格的に合わないということで不落であったという経過を踏まえて仕切り直しをしたという経緯があったものですから、どうしてもそこに対する設計予定価格、設計価格に対して、そこに問題がないかなと思って、ちょっとお聞きしたんですけども、今、課長お答えいただいたように、そういうベースに基づいて、その当

時のものも同じ次元でやっていたということで、札入れの方はちょっと積算が甘かったか何かかなというふうな事情だということで了解させてもらってよろしいでしょうか。

○議長（上原豊茂君） ちょっと堤議員、今、よろしいでしょうかということは確認してるといことですね。

○4番（堤三樹磨君） したら、確認します。はい、お願いします。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） 私、今、スポーツセンターのことにつきましてはね、そういう形でありますけど、こども園の時は、直接ちょっと担当ではなかったんですけども、おそらくあの時は、すごい勢いで、震災の影響もあって労務単価ですとかが、かなり上がっていた。資材の単価も含めてなんですけども、だからどこで押さえるかという部分、どこで押さえたものを予定価格にするかという部分もあったのかなと思って、今とはちょっと状況が丸っきり同じだったという訳ではないのかなというふうには理解はしていますけども、常に予定価格については、あくまでもやはりこの地元の積算、決められた道とか国の積算単価に基づいて設計しているということでご理解いただきたいなというふうに思います。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨。

○4番（堤三樹磨君） 了解しました。特にどうこう言うんでないですけど、そういう形を取られている。そこが考えられた上で考えられるというのはやはり地域特性だとか、そういうの当然ありますので、そこはベースにおいてやっているということだけ確認できれば、あと札入れる方の問題ですので、それはわかりました。

続いて、先ほどからも触れていますが、特定建設工事共同企業体運用基準の中でですね、当町のこれ基準ですけども、JVの構成に関して、町内業者を1社以上含む4社以内という、他の一般競争入札の方も入っていると思います。こういう入札関係はこのような規定、当町の場合されていると思いますけども、1社、ちょっとどういう意味かということで、町内業者を1社以上を必ず含むというのに対してちょっとどういうふうな目的とか、規定の内容をお伺いしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） ちょっとお待ちください。

お諮りいたします。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間をあらかじめ延長いたします。

総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 町内業者を入れるということにつきましては、町内業者の受注機会の確保という観点で、そうした条件を付したということでございます。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 今、受注機会を確保と。今回の入札でJVの組み方、これは指名されたり、もしくは数社上がっていた、20社ぐらい上がったんでしょうかね、その中で自由に組むんだと思うんですけど、今回入札、落札されたのは、当町の業者さんが2社

というんですかの入り方をして、本来なら競争、その中でもしてて本当はその方がいいんじゃないかなと思ったんですけど、そういう経緯に関しては行政は関係ないですか。それは向うのことなのかな、やはり。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） それについては、町の方は一切関知しないということでございます。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） これでちょっと聞きたい部分の最後の方になるんですけど、それで実は私これやはり、私も含めてちょっと理解してないという部分で、今、先ほど地域の受注拡大を目指すということをはっきり課長の方がおっしゃっていたように、ある意味において、先ほどから話している国交省の方でもうちの町ではこれ取り上げてませんでしたけども、平成23年から今言っているJVという工事共同企業体という中に地域維持型建設共同企業体というのが23年から形として設けられているという、ご存じだと思うんですけども、それに関しては基本的にその地域の建設業の力が衰えてきていると。して、それを社会インフラ的なものを、除雪ですとか、そういうものを維持管理等に対応できるのが地元でいなくなってきている。それを防ぐために、そういう新しい企業体の作り方を提唱し、その運営を図るべきじゃないか。そうすることによって経営ですとか、そういうものを下支えする機会を作るというのは、はっきり国交省とか国レベルでもうたっていると。私どもも最初理解できなかったのは、この入札関係というのは非常にちょっと複雑だっておっしゃっていたように、難しいのはわかっております。そしてそれでいて、かつ細々な決めとかをやはり当事してないとわかりにくいということも含めて、ただ一つ気になったのが議場の中でもたまに一部業者がとかって、そういう発言があるということ自体、そうじゃなくて、こういう法律的に基づいたもの、そしてこういう指針に基づいて地域内の方に仕事落ちるということも一つの考えとして持って含み合わせているんだということを確認できたということで、そういう働きはないということを確認できれば私は今回良かったんですが。

○議長（上原豊茂君） 副町長。

○副町長（佐藤明美君） ちょっと今、微妙なところになりますんで、例えば一部というのはうわさの話ですよ、うちの方で関知した話でないから、それは返答はできないんです。

それで先ほどからうちの総務課長が言っている部分の、町内の例えば建設業でどういう頭数も含めてね、どういう業態か、レベルもどういふものかという部分ありますんで、今うちで、小さな町、市でも小っちゃな方はみんなそうだと思うんですけど、指名競争入札をしているところの考えをまず一つ持ってもらうことは、それが国の基準で言うところの一般競争入札でやると、あとエリアをどうするかというのありますよ、全道だとか、そうすると、うろろうろすると永久に町内の業者は当たらないということがあるから、地方の方とか小さな自治体ではそのこと、自分の地場の企業の育成ということも含めて、そういう制度をとっているんだということでご理解いただきたい。

それとあくまでも、例えば1社しかなかったらどうするんだという、うちで入札する場合ですね、その場合だと、どうしても1社で、そこだけ随契するということになりません

ので、どうしても入れなきゃならない。だから先ほどのJVもそうですけども、まず単独の工事であってもJVの工事であっても、まず地元を入れましょうということが第一前提でやっているというのが今までの小さな工事も含めてですけれども、それが大前提だということ、それが合わさって、ああだこうだという話にならない。

それともう一つですね、ちょっと一つわからないことが今あったんですけども、多分どういう、そのJVとか、その制度の組み方のことを言っているかちょっと僕らもちょっと勉強不足でわからなかったんですけど、例えば今はなくなったんですけども、Aクラスのランク、ランクAの町内の例えば土木工事でも何でもいいんですけど、やってBとかCとかが入札に入れられないような工事ってあるんですよね、小さな業者で、そういう場合は経常企業体というか、1年間通してJVを組んで、少しでも、例えばBとC足してAにするかどうかは別にして、例えばそういうランクにして、そこに入ってやるというような制度はやっているんですけども、先ほどちょっと堤議員の言ったあれってどんな制度だからちょっと申し訳ない、わからないんですけども、今の実態としては、そういうやり方をしているということです。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 副町長、今おっしゃっていたことの確認で域内受注機会の拡大と申しますか、それに対する考えを非常に訓子府町含めて持たれているということが確認できて、そのことが私のちょっと説明下手ですけども、国交省や総務省、国レベルでもそういうものでこれからも進めなさいという指針も出ているということ、私はできれば、もしくはまた、その変なことを言っていた人方も理解できればということで、ちょっと質問させてもらいました。

それで先ほど言っていた共同企業体の話、地域維持型建設共同企業体、それで言っていたつもりなんですけども、説明下手で申し訳ないですが、それは確かに言うとおりに、副町長言うとおりに地元の小さな企業等がそういうどんどん条件が地域状況が悪くなって、そういう仕事が当たらないって言ったら言葉あれですけど、そういう担い手の育成のためにもそういう機会を増やそうというために設定されたものだと。平成23年から設置された企業体の形態だというふうに思っていますので、当町としてもやはり追々そういう部分も含めれば考えていくべくではないか。

そして先ほど特定建設工事共同事業体特定JVという話されていましたが、経常建設、おっしゃっていたように経常建設共同企業体、経常のJVに関しても、これ一般競争入札という形をとれば、そこでごっちゃにしてやっちゃうことも可能なはずなんですよ、ですのでそういうような部分も含めて、今まで以上に無理くりこう組ますというのもどうかという、そういう検討も今後は地域の状況を考えると、もう少し入札の形なり、JVの組ませ方やいろいろなものも形があるのかなと思って一応、ご提案ではないですけども、そこら辺あたりはどうでしょうかというふうに思っております。お聞きしたいんですけど、そういう考えは。

○議長（上原豊茂君） 副町長。

○副町長（佐藤明美君） 先ほどから総務課長が言っていますように、まず一般競争入札原則という部分のご理解いただけと思うんですけども、やはり発注する額が国とはもう全然規模が違いますから、国や道では、道も大きいですから一般競争入札を原則として

います。それはいいですね、それで地方はどうしてもそうやって指針は出ているけれども、それにはどうしても応じないという状況が現実です。それで単純に金額の多寡^{たか}っていかね、安く上がるとかということ想定すれば、例えばうちの小さな消耗品の発注であれ、堤議員が店やっていた時のカーテンの発注であれ、そうなるはどこに発注するかというの出てくると、やはり地元にしなきゃならないというのが・・・

○4番（堤三樹磨君） それは契約ですよ。

○副町長（佐藤明美君） 契約、同じことです。言葉上では発注する時にもう契約の状態になりますから、だからそういう意味でいけば、とにかく地元を優先するという考え方はそんなに私どもは外しているとは思ってません。それで不正をするというのは別ですよ。そうでない場合については、入札についてもその考えの延長で構わないんじゃないかと思っています。それがどうしても法的に駄目だという部分であれば、それは改めて考えればいいだけで、ただ町内の受注の機会って減る可能性があるから、だから全国的にどこもそういうやり方をしているんだというふうに思っています。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 別に不正だとか、そういうふうに思いませんし、こういう形をやっているんだということを、そして最後に枠内受注機会の答申と申しますか、それも念頭において行政としては取り組んでいるんだということが私は理解できれば十分でしたので、そのための質問でしたから、ちょっと辺な問いかけや誤解を招くようなのがあったら申し訳ない、謝罪したいと思いますけども、あくまでも当町が取られている姿勢、入札やそういう契約に対するものを確認したかったということでご理解いただきたいと思いません。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（上原豊茂君） 4番、堤三樹磨君の質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（上原豊茂君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ散会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。

ご苦労さまでした。

3月12日、午前9時30分から一般質問を継続いたしますので、ご参集よろしくお願ひいたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時 8分